

## 不正競争防止法の一部改正（ドメイン名関係）に伴う事例集の紹介について

「不正競争防止法の一部を改正する法律（法律第81号）」が、平成13年6月29日に公布され、平成13年12月25日より施行されることとなりました。

経済産業省としては、改正法の理解に資するため、全国各地における説明会の開催や各種出版物の発行を行うなど、周知活動に努めて参りましたが、今般更に、財団法人知的財産研究所の協力を得て、事例集を作成、公表することといたしました。

本事例集は、ドメイン名と商標等を巡る我が国及び米国裁判所における裁判例や裁判外紛争処理機関における裁定例を紹介し、改正法を具体的に適用するに当たっての参考情報を提供することを目的として作成されたものです。

改正法の解釈・適用は、本事例集における各裁判例、裁定例に示された考え方に必ずしも拘束されるものではありませんが、本事例集が、皆様の改正法に対する理解の一助となれば幸いです。

最後に、本事例集を作成するに当たり多大なご協力いただいた財団法人知的財産研究所「ドメイン名紛争事例に関する調査研究委員会」の委員各位、同研究所研究員各位、阿部・井窪・片山法律事務所弁護士各位に対し、深く御礼申し上げる次第であります。

平成13年12月20日  
経済産業省 知的財産政策室

## 《目次》

・「不正競争防止法の一部を改正する法律（ドメイン名関係）」の解説	1
・我が国における裁判事例	
1．株式会社ジャックス v s．有限会社日本海パクト（jaccs.co.jp）	7
2．ジェイフォン東日本株式会社 v s．株式会社大行通商（j-phone.co.jp）	9
・我が国における裁定事例	
3．株式会社エヌ・ティ・ティ エックス v s．有限会社ポップコーン（goo.co.jp）	11
4．株式会社イトーヨーカ堂 v s．株式会社銀河（itoyokado.co.jp）	13
5．ソニー株式会社 v s．合資会社壱（SONYBANK.CO.JP）	15
6．アイコム株式会社 v s．株式会社アイコム（icom.ne.jp）	17
7．エムピー３ ドット コム インコーポレイテッド v s．有限会社システム・ケイジェイ（MP3.CO.JP）	19
8．サンキスト・パシフィック株式会社 v s．株式会社三上商事（sunkist.co.jp）	21
9．株式会社中国放送 v s．株式会社ワイ・ケー・オー・ヒロシマ（rcc.co.jp）	23
10．ジェアモドゥフィヌ ソシエテ アノニム v s．デジコン 有限会社（armani.co.jp）	25
11．広島テレビ放送株式会社 v s．株式会社エーアイブレーション（htv.co.jp，htv.jp）	27
・海外における裁定事例	
12．World Wrestling Federation Entertainment, Inc. v s．Michael Bosman（worldwrestlingfederation.com）	29
13．Draw-Tite, Ink. v s．Plattsburgh Spring Ink.（DRAWTITE.COM）	31
14．Easyjet Airline Company Ltd. v s．Andrew Steggles（easyjet.net）	32
15．Mikimoto (America) Co., Ltd v s．Asanti Jewellers, Ltd（mikimoto.com）	34
16．NIKE, Inc. v s．Farrukh Zia（enike.com, e-nike.com）	36
17．Weber-Stephan Products Co. v s．Armitage Hardware（WEBERGRILL.COM他）	37
18．Encyclopaedia Britannica, Inc. v s．John Zuccarini; The Cupcake Patrol（encyclopediabrittanica.com他3件）	39
19．Easyjet Airline Company Limited. v s．Stephan B. Harding（easy-jet.net）	41
20．Fuji Photo Film Co., Limited; Fuji Photo Film USA, Inc. v s．Fuji Publishing Group LLC（fuji.com）	42

2 1 .	Bridgestone Firestone, Inc.; Bridgestone/Firestone Research, Inc.; Bridgestone Corporation v s . Jack Myers ( bridgestone-firestone.net )	4 3
2 2 .	Gordon Sumner v s . Michael Urvan ( sting.com )	4 5
2 3 .	Nintendo of America Inc. v s . Max Maximus ( GAMEBOY.com )	4 7
2 4 .	Reuters Limited v s . Ghee Khaan Tan ( ereuters.com )	4 8
2 5 .	Telia AB v s . Alex Ewaldsson, Brigitta Ewaldsson ( itelia.net, itelia.org 他 242 )	5 0
2 6 .	Japan Airlines Company Limited v s . TransHost Associates, JAL Systems / John A Lettelleir ( jal.com )	5 1
2 7 .	Dow Jones & Company, Ink / Dow Jones LP of New York v s . The Hephzibah Intro-Net Project Limited ( Wallstreetjournaleurope.com 他 3 件 )	5 3
2 8 .	mp3.com Inc, v s . Sander & Associates ( mymp3.com )	5 4
2 9 .	VarTec Telecom, Inc. v s . Jim Olenbush ( 10-10-811.com )	5 5
3 0 .	Marubeni Corporation v s . Eagle Data Limited ( MARUBENI.COM, MARUBENI.ORG )	5 6
3 1 .	Madonna Ciccone v s . Madonna.com; Dan Parisi ( madonna.com )	5 7
3 2 .	Deutsche Welle v s . DiamondWare Limited ( dw.com )	5 9
3 3 .	Nagatanien Co., Ltd. v s . Interdealer ( nagatanien.com )	6 1
3 4 .	Sankyo Co., Ltd. v s . Zhu Jiajun ( 三共.com )	6 3
3 5 .	THE DOW CHEMICAL COMPANY, INC. v s . IRYU KEIEI KENKYUSHO LTD. ( ダウケミカル.com )	6 4
3 6 .	丸三証券株式会社 v s . 武田克司 ( 丸三証券.com )	6 6
3 7 .	Daimler Chrysler v s . Donald Drummonds ( Mercedeshop.com )	6 8
3 8 .	Morinaga&Co.,Ltd v s . Jin Tong ( morinaga.com )	7 0
3 9 .	Kabushiki Kaisha Sangyokeizai Shimbunsha v s . Jg Kim ( 産経新聞.com )	7 2
4 0 .	J Phone West Co., Ltd ( 日本 ), J Phone East Co., Ltd v s . Mixed Media Co Ltd ( j-phone-west.com 他 3 件 )	7 4

#### ．海外における裁判事例

4 1 .	SPORTY'S FARM L.L.C. v s . SPORTSMAN'S MARKET, INC.; OMEGA ENGINEERING, INC. ( sportys.com )	7 6
4 2 .	Joseph C. Shield v s . John Zuccarini ( joescartoon.com 他 4 件 )	7 8
4 3 .	Spear, Leeds & Kellogg v s . Richard Rosado ( REDIBOOK.COM 他 )	8 0
4 4 .	Cello Holdings, L.L.C.; Cello Music & Film Systems, Inc. v s . Lawrence-Dahl Companies; Lawrence Storey ( cello.com )	8 2
4 5 .	Northern Light Technology, Inc. v s . Northern Lights Club; Jeff Bugar ( Northernlights.com )	8 4
4 6 .	Morrison & Foerster LLP v s . Brian Wick; American Distribution Systems Inc.	

(Morrisonfoerster.com 他 3 件)	8 6
4 7 . Porsche Cars North America, Inc.; Dr.Ing h.c.F. Porsche AG v s . David Spencer; Dba Spencer Associates ( PORSCHESOURCE.COM )	8 8
4 8 . BroadBridge Media, L.L.C. v s . Hypercd.com ( hypercd.com )	9 0
4 9 . Mattel, Inc. v s . Internet Dimensions Inc.; Benjamin Schiff ( Barbiesplaypen.com )	9 2
5 0 . Lucent Technologies, Inc v s . Johnson ( lucentucks.com )	9 4
5 1 . ELECTRONICS BOUTIQUE HOLDINGS CORP v s . JOHN ZUCCARINI ( Electronicbotique.com, ebworl.com 他 3 件 )	9 5
5 2 . ADVANCE MAGAZINE PUBLISHERS INC.; d/b/a THE CONDE NAST PUBLICATIONS INC. v s . VUGUE INTERNATIONAL and FRED J. ZITO ( teenvogue.com 他 2 件 )	9 7
5 3 . Ford Motor Company v s . Thomas Lapertosa ( fordrecalls.com )	9 8
5 4 . VIRTUAL WORKS, INCORPORATED v s . VOLKSWAGEN OF AMERICA, INCORPORATED; VOLSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT; NETWORK SOLUTIONS, INCORPORATED ( vw.net )	9 9
5 5 . E. & J. GALLO WINERY v s . SIPDER WEBS LTD., STEVE E. THUMANN, PIERCE A. THUMANN, FRED H. THUMANN, Trustee ( ERNESTANDJULIOGALLO.COM )	1 0 0
5 6 . HARTOG & CO. AS v s . SWIX.COM, SWIX.NET ( swix.com, swix.net )	1 0 2
5 7 . REGISTRAL. COM, LLC v s . FISHER CONTROLS INTERNATIONAL, INC.; THE NATIONAL ARBITRATION FORUM; REGISTRAL. COM, LLC; COMMBINE.COM, LLC; SAHAR SARID ( fisher.com )	1 0 4
5 8 . DOMAIN NAME CLEARING COMPANY, LLC v s . F.C.F. INCORPORATED ( Clarins.com )	1 0 6
5 9 . GREENPOINT FINANCIAL CORP v s . THE SPERRY & HUTCHINSON COMPANY, INK.; S&H GREENPOINTS.COM, INK. ( greenpoints.com )	1 0 7
6 0 . Northland Insurance Companies v s . Patrick Blaylock ( Northlandinsurance.com )	1 0 8

目次の表記方法は、「原告（申立人）」v s .「被告（相手方）」（紛争ドメイン名）とした。  
 本事例集は、特許庁の受託事業により関係各位の協力を得て、（財）知的財産研究所が作成したものである。

## 「不正競争防止法の一部を改正する法律（ドメイン名関係）」の解説

経済産業省知的財産政策室

### 一 改正の背景

はじめに、インターネット上のドメイン名に関する改正の背景について説明する。

ドメイン名は、本来、サーバーを特定するための文字・数字等の配列にすぎない。しかし、近年のインターネットの急速な普及に伴い、事業者にとっては、インターネットを通じた営業・広報等のビジネス活動の重要性が高まり、ドメイン名が極めて高い社会的な価値を有するに至った。例えば、事業者は、ビジネスにインターネットを活用し、自己の社名や製造・販売する商品名と関連のあるドメイン名を消費者へのチャンネルとして登録・取得し、ウェブサイトを開設する。消費者は、ドメイン名と企業名と商品名とを関連付けて記憶し、自らの得たい情報のあるウェブサイトにアクセスするというようなことが日常化しつつある。つまり、事業者と消費者をインターネット上で結び付けるチャンネルであるドメイン名は、事業者にとって、効果的なインターネット・ビジネスを行うために、極めて重要な価値を有しているのである。

しかし、ドメイン名は、原則として誰もが、先着順に登録することができる制度となっている。そのため、ドメイン名の登録制度を逆手にとり、第三者が有名企業や著名な商品の名称及びそれらと類似の文字・数字等の配列をドメイン名に登録した上で、ウェブサイト上でビジネスを行い、事業者が永年に渡って築き上げた知名度や信頼にフリーライドしたり、取得したドメイン名を商標権者等に対して不当に高い価格で買い取らせようとしたり、さらには、ウェブサイト上でポルノグラフィカルなサイトを開設し商標権者等の信用を傷つけたりするなどの行為が、世界各国で頻発した。

このような状況の中、W I P O（世界知的所有権機関）の「周知商標の保護規則に関する共同勧告（Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks）」（1999年9月制定。以下、「W I P O勧告」という。）、米国の「反サイバースクワッティング消費者保護法（Anticybersquatting Consumer Protection Act）」（1999年11月制定。以下、「米国法」という。）、I C A N N（the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）の統一紛争処理方針（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy. 1999年10月制定。以下、「U D R P」という。）等により、ドメイン名について生じている各種の問題に対し、ルールを整備する努力が世界的に展開されているところである。

我が国においても、「.jp」ドメイン名を管理する（社）日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が、JPドメイン名紛争処理方針（平成12年7月制定。以下、「JPD RP」という。）を策定し、平成12年11月から日本知的財産仲裁センター<sup>1</sup>において、JPドメイン名に関する紛争の仲裁が行われている<sup>2</sup>。

しかし、このような裁判外紛争処理制度においては、当事者はいつでも裁判に訴えることが可能であり、究極的な紛争解決とはならない。また、登録機関とは契約関係にない商標権者等が裁判所の原告又は被告となる場合には、実体法が判断基準となる。このように、裁判外紛争処理方針と裁判所との判断の間に齟齬が生じるおそれがあることなどを理由に、ドメイン名の不正取得等に関する行為を、不正競争防止法によって規整することとなった。

## 二 改正の概要

改正法においては、第2条第1項に「第12号」（以下「新12号」という）を新たに設け、ドメイン名の不正取得等の行為を不正競争の類型として規定している。また、同条に「第7項」を新設して「ドメイン名」に関する定義規定を設け、さらに、第5条第2項に「第4号」を追加して、新12号に該当する行為に対し、使用料相当額を損害賠償請求できるものとしている。

以下、各改正事項について説明する。

### (1) ドメイン名の不正取得等（第2条第1項第12号）

**不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為**

新12号は、不正の利益を得る目的（図利目的）又は他人に損害を加える目的（加害目的）で、他人の特定商品等表示と同一又は類似の、ドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し又はそのドメイン名を使用する行為を新たに不正競争として規定するためのものである。

---

<sup>1</sup> 平成13年4月21日に「工業所有権仲裁センター」から「日本知的財産仲裁センター」に改称。

<sup>2</sup> 日本知的財産仲裁センターのドメイン名紛争仲裁事例については、同センターのウェブサイトで裁定文等を入手できる。（<http://www.ip-adr.gr.jp>）

## 不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的（図利加害目的）

新12号は、主観的要件として、図利目的又は加害目的という二つの類型を規定している。前者は、公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の利益を不当に図る目的を、後者は、他者に対して財産上の損害、信用の失墜といった有形無形の損害を与える目的をそれぞれ指すものと考えられる<sup>3</sup>。

不正競争防止法においては、「図利加害目的」と「不正の目的」という2種類の主観的要件が定められている。新12号について、主観的要件として「図利加害目的」を規定したことは、保護対象に周知性又は著名性を要件としないこと、ドメイン名の使用行為に限らず取得、保有行為を対象とすることとの関係で、主観的要件としては、悪性の高い<sup>4</sup>「図利加害目的」とすることが適切であると考えられるためである。

いかなる場合に図利加害目的が認められるかについては、個別具体の事案に応じ、裁判所の判断に委ねられることとなる。しかしながら、米国法、UDRP及びJPDRPにおける紛争処理を通じて、不正の目的（in bad faith）による登録・使用の認定に際する考慮事項については、既に相当数の前例の蓄積があり、それらは改正法の解釈にあたって、一つの参考になるものと思われる。

## 他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名

### 特定商品等表示

「特定商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するもの」を指す。第1号、第2号において規定されている「商品又は営業を表示するもの」との表現と異なり、「商品又は役務を表示するもの」との表現を用いたのは、ドメイン名紛争に関する国際的なルールが、いずれも「商品・役務の表示」を保護対象としていることとの整合性を図ったこと等によるものである。なお、「特定商品等表示」に該当するためには、同項第1号、第2号における「商品等表示」と同じく<sup>5</sup>、表示が自他識別機能又は出所識別機能を備えていることが必要である。したがって、自他識別機能、出所識別機能を有しない普通名称等を用いる場合には、これに該当しないものと考えられる。

### 類似性の判断

---

<sup>3</sup> 山本庸幸『要説不正競争防止法（第2版）』p.353（社団法人発明協会出版）

<sup>4</sup> 図利加害目的とは、刑法でいえば恐喝罪又は業務妨害罪に比すべき悪性のある主観的違法要素である。

<sup>5</sup> 山本庸幸『要説不正競争防止法（第2版）』p.45（社団法人発明協会出版）

規整の対象となるドメイン名は、他人の特定商品等表示と「同一又は類似」のものである。類似性の判断については、基本的には現行規定（第2条第1項第1号等）の下で判例等が示してきた判断基準が妥当するものと考えられる<sup>6</sup>。

ドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し又はそのドメイン名を使用する行為

「ドメイン名を使用する権利を取得」する行為には、ドメイン名登録機関に対する登録申請によってドメイン名を使用する権利を自己のものとする場合のほか、登録機関からドメイン名の登録を認められた第三者から移転を受けることによってドメイン名を使用する権利を自己のものとする場合も含まれる。

「ドメイン名を使用する権利を保有」する行為とは、ドメイン名を使用する権利を継続して有していることを指す。

「ドメイン名を使用する行為」とは、ドメイン名をウェブサイト開設等の目的で用いる行為を指す。

## (2) ドメイン名に関する定義（第2条第7項）

この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号またはこれらの結合をいう。

改正法では、「ドメイン名」について、「この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合」とする定義規定を置いている。本定義は、WIPO勧告における定義<sup>7</sup>と実質的に同一であり、国際的に整合性がとれたものとなっている。

## (3) 損害賠償請求（第5条第2項第4号）

---

<sup>6</sup> 平成12年12月6日富山地裁判決（判例時報1734号3頁以下）は、「本件ドメイン名（（注）<http://www.jaccs.co.jp>）は、原告の営業表示「JACCS」を小文字にしたにすぎず、原告の営業表示と同一又は類似である。」と判示している。

<sup>7</sup> 「ドメインネーム」とは、インターネット上の数字のアドレスに対応するアルファベットの文字列をいう。（WIPO周知商標の保護規則に関する共同勧告第1条(v)）。また、米国法においては、「ドメイン名」という用語は、ドメイン名レジストラ、ドメイン名レジストリ又はその他のドメイン名登録管理機関が、インターネット上の電子的なアドレスの一部として登録又は割り当てる英数字の位置部を意味すると定義付けられている。

第2条第1項第1号から9号まで、第12号又は第15号に掲げる不正競争によって営業上に利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一～三（略）

#### 四 第2条第1項第12号に掲げる不正行為 当該行為に係るドメイン名の使用

第5条第2項は、規整の対象となった商品等表示（第2条第1項第1号又は第2号）商品形態（同項3号）等の使用料相当額を自己が受けた損害の額として請求することができる旨を規定しており、改正法においては、同項の新12号にも第5条第2項に対応する改正が行われた。自己の商標等と同一又は類似のドメイン名を不正に取得等されて、営業上の利益を侵害された者は、本条項に基づき、仮にそのようなドメイン名を使用することについて許諾をしていたとすれば、通常受けるべき使用料に相当する額を損害額として請求できる。

## 二． 施行期日（附則第1条）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

改正法の施行日は、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第387号）において、「施行期日は、平成13年12月25日」とされた。

## 三． おわりに

1990年代後半から、インターネットは、研究目的の閉ざされたネットワーク形態から、ビジネスはもちろん、一般家庭生活にいたるまで、様々な場面で利用されるようになった。インターネット上の情報の「住所」と喩えられる「ドメイン名」は、インターネットを利用し、情報を提供しようとする者にとって、単なる文字・数字等の配列を超えた重要な価値を有するに至っている。

一方で、ドメイン名は、ウェブサイトを開設しようとする者が、迅速にドメイン名を取得できるよう先着順に登録・取得することができることとなっている。その

ため、世界各国で、商標権者等が、同一又は類似のドメイン名を他者に先に取得されてしまう結果となり、多くの紛争を生じさせてしまうこととなった。

今回の不正競争防止法の改正は、このような事態を放置することなく、諸外国の取組や国内関係機関の取組も踏まえ、インターネットにおける経済社会の競争秩序の整備を目指すために必要な立法措置を行うためのものである。裁判外の紛争処理制度による裁定や新法の適切な運用を通じ、各種の取組が有機的に結びつくことにより、インターネット社会の安定とさらなる発展に期待したい。

また、今般公表した、米国法、UDRP及びJPDRPにおける紛争処理等の事例集が、ドメイン名の不正取得等に関する理解の一助となれば幸いである。

## ．我が国における裁判事例

### ドメイン名紛争事例集（１）

紛争ドメイン名	jaccs.co.jp
裁判機関	富山地方裁判所
準拠規範	不正競争防止法
事件番号	平成 10 年（ワ）323 不正競争行為差止等請求事件
判決日	2000 年 12 月 6 日
原告	株式会社ジャックス（日本）
被告	有限会社日本海パクト（日本）
判決内容	被告は、本件ドメイン名を使用してはならない。
紛争の概要	<p>原告は、割賦購入あっせん等を主たる事業とする株式会社である。昭和 51 年から「ジャックス」を商号として、継続して使用しており、商標登録を行っている。</p> <p>平成 10 年 5 月 26 日、本件ドメイン名が登録され、本件ドメイン名のホームページのリンク先において、携帯電話等の販売広告がなされていた。</p> <p>原告は、被告が原告に対して、面談等を求め、執拗に書面を出してきたため、原告の営業上の利益が侵害される恐れがあるとして、本件訴訟に及んだ。</p>
判旨の要旨	<p>ドメイン名がその登録者を識別する機能を有する場合があることからすれば、ドメイン名の登録者がその開設するホームページにおいて商品の販売や役務の提供をするときには、ドメイン名が、当該ホームページにおいて表れる商品や役務の出所を識別する機能をも具備する場合があると解するのが相当であり、ドメイン名の使用が商品や役務の出所を識別する機能を有するか否か、すなわち不正競争防止法二条一項一号、二号所定の「商品等表示」の「使用」に当たるか否かは、当該ドメイン名の文字列が有する意味（一般のインターネット利用者が通常そこから読みとるのである意味）と当該ドメイン名により到達するホームページの表示内容を総合して判断するのが相当である。</p> <p>本件ドメイン名は、右ホームページ中の「JACCS」の表示と共に、ホームページ中に表示された商品の販売宣伝の出所を識別する機能を有しており、「商品等表示」の「使用」と認められるのが相当である。</p> <p>証拠及び弁論の全趣旨から認められる事実によれば、遅くとも、被告が本件ドメイン名を使用した平成一〇年までには、「JACCS」という表示は、原告の営業表示として著名となっていたものと認められる。</p> <p>「JACCS」と「jaccs」とを対比すると、アルファベットが大文字か小文字かの違いがあるほかは、同一である。そして、實際上、小文字のアルファベットで構成されているドメイン名がほとんどであること（甲二八ないし三〇、三四、三五）に照らせば、大文字か小文字かの外観の違いは重要ではないというべきであり、原告の営業表示と本件ドメイン名は類似する。</p> <p>以上より、本件における、被告の本件ドメイン名の使用は、不正競争防止法二条</p>

一項二号の不正競争行為に該当する。

被告は、平成 10 年 7 月中旬ころ、原告代表者らに対し、本件ドメイン名を登録したこと、「御社が将来的に損失を被る恐れ有りとお考えの節は、譲渡又はレンタルそのものに応じる形もあろうかと思えます。」などと記載した書面を送付したほか、その後も執拗に書面を送付しており、かかる事実に鑑みれば、被告は、原告に対し、本件ドメイン名の対価として金銭を要求していたものと認められる。

これに対し、被告は、約 10 社の企業家支援集団（「japan associated cozy cradle society」）を結成し、その略称として本件ドメイン名を登録した旨主張する。

しかしながら、「cozy cradle」と他の単語との結びつきはあまりに唐突であって、その名称自体が不自然であること、また、被告がホームページの内容を変更して、「JACCS」の表示の下に「ジェイエイシーシーエス」のふりがなを記載したり、「JACCS」が上記名称の企業家支援集団の略称を表すことを記載したのは、本件訴訟提起後であることに鑑みるならば、被告による本件ドメイン名の登録は、原告の営業表示であることを認識しつつ行われたものと認められる。

そして、本件ドメイン名の登録後間もなく、被告が原告に対し、本件ドメイン名に関して金銭を要求していることからすれば、原告は当初より、原告から金銭を取得する目的で本件ドメイン名を登録したものと推認せざるを得ない。

以上に加え、被告が本件ドメイン名の使用が不正競争行為にあたることを争っていることに照らせば、原告の営業上の利益が侵害されるおそれがあるというべきである。

#### 備考

本件判決に対しては、これを不服とする被告から控訴が提起されたが、被控訴人（原告）からも、本件ドメイン名をホームページのアドレスとしてのみならず、メールアドレスとしても使用することの禁止を求めるため、「jaccs.co.jp」の使用の差し止めを求める付帯控訴が提起された。

これにつき、名古屋高等裁判所金沢支部は、一方で、控訴人が、これまで電子メールを使用して宣伝等を行ったことを認めるに足りる証拠はないとしながらも、他方で、控訴人は、被控訴人より金銭を取得する目的で本件ドメイン名を登録したものと推認され、このことからすると、今後控訴人が、本件ドメイン名によるメールアドレスを用いて電子メール広告等を行うことも十分予想されるとして、控訴人の控訴を棄却するとともに、被控訴人の付帯控訴を容れ、本件判決の主文「被告は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター平成 10 年 5 月 26 日受付の登録ドメイン名『http://www.jaccs.co.jp』を使用してはならない。」を「控訴人は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター平成 10 年 5 月 26 日受付の登録ドメイン名『jaccs.co.jp』を使用してはならない。」に変更した（名古屋高等裁判所金沢支部平成 13 年 9 月 10 日。なお、控訴人は、同高裁判決に対して上告受理の申立を行ったが最高裁判所は、本件は民訴法第 318 条第 1 項の事件に当たらないとしてこれを受理しない決定をした[最高裁判所平成 14 年 2 月 8 日]）。

ドメイン名紛争事例集（２）

紛争ドメイン名	j-phone.co.jp
判決機関	東京地方裁判所
準拠規範	不正競争防止法
事件番号	平成 12 年（ワ）第 3545 号
判決日	2001 年 4 月 24 日
原告	ジェイフォン東日本株式会社（日本）
被告	株式会社大行通商（日本）
判決内容	被告は、本件ドメイン名を使用してはならない。
紛争の概要	<p>原告は、携帯電話による通信サービスを主たる目的とする株式会社であり、J PHONE 等の表示を用いて営業活動を行っている。原告は、平成 9 年 2 月 7 日から、全国の関連会社と提携して通話エリアを全国に拡大し、そのころから「J-PHONE」というサービス名称の使用を開始した。</p> <p>被告は、水産物、海産物及び食品等の輸出入販売を主たる目的とする株式会社である。被告は、平成 9 年 8 月 29 日に本件ドメイン名の割当てを受け、遅くとも同年 10 月から「<a href="http://www.j-phone.co.jp">http://www.j-phone.co.jp</a>」というインターネット上のアドレスにおいて、ウェブサイトを開設している。被告のウェブサイトには「J-フォン」「J-PHONE」「ジェイフォン」などの表示を用いて携帯電話機、レッスンビデオ、酵母食品等についての販売広告が掲示されていた。</p> <p>原告は、被告のかかる行為が、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号所定の不正競争行為に該当するとして、本件ドメイン名及び「J-PHONE」等の表示の使用差止め、ウェブサイトからの表示の抹消、損害賠償を求めた。</p>
判決の要旨	

本件訴訟においては、(1)本件ドメイン名が、不正競争防止法2条1項1号、2号の「商品等表示」に該当するか、(2)「J-PHONE」の周知性・著名性、(3)「j-phone」が同法11条1項1号にいう「普通名称等」にあたるか、(4)先使用の抗弁が認められるかが争点となった。

まず、「商品等表示」の該当性に関しては、ドメイン名の被告がその開設するウェブサイトで商品の販売や役務の提供について需要者たる閲覧者に対して広告等による情報を提供し、あるいは注文を受け付けているような場合には、ドメイン名が当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能をも有する場合がありますことになり、そのような場合においては、ドメイン名が「商品等表示」に該当する。本件ウェブサイトにおいて「J-PHONE」の語は、本件ウェブサイトを開設し、サイト上で商品を販売する者を示すものとして用いられている。また、「j-phone」は「J-PHONE」のアルファベットが小文字になったものに過ぎない。そして、「j-phone」は、「http://www.」部分及び「co.jp」部分と切り離して、それ自体で商品の出所表示となりうる。よって、本件ドメイン名は、本件ウェブサイト中の「J-PHONE」の表示とあいまって、商品の出所識別機能を有しており、「商品等表示」にあたる。

原告の「J-PHONE」のサービス名称及び表示は、平成9年2月7日以降の、新聞広告、雑誌広告、テレビコマーシャル、ラジオコマーシャルによる集中的な広告宣伝等により、被告が本件ドメイン名の割当てを受けた平成9年8月29日の時点までに、原告及び原告関連会社の営業を示す表示として著名性を獲得した。

日本の電話利用者の中で、「j-phone」の語につき、日本を示す「japan」の頭文字と電話を示す「phone」を組み合わせた略称として「日本の電話」という概念が存在し、その意味で「j-phone」の語が用いられていたとは証拠上認められない。また、「J-PHONE」のサービス名称は、原告及び原告関連会社の営業を示す表示として著名性を取得しており、かかる状況のもとで、「j-phone」の語が普通名称であったと認めることはできない。

先使用の抗弁が認められるためには、他人の表示が著名となる以前に使用していることが必要であるが、本件では「J-PHONE」の表示は、被告が本件ドメイン名の割当てを受けた時点で既に著名であった。加えて、被告は、本件ウェブサイトにおいて原告の信用を毀損する表示をしていたものであり、本件ドメイン名及び本件表示を不正の目的なくして使用していたとは認められない。

よって、使用差止めにかかる原告の請求は理由がある。

備考

本件では、営業上の信用毀損による損害として200万円、弁護士費用として100万円合計300万円の損害賠償請求が認められた。

本件は控訴されたが、東京高裁は、被告(控訴人)が本件ドメイン名の割当てを受けた当時、「J-PHONE」のサービス名称は、原告(被控訴人)及びその関連会社の営業を示す表示として周知であったと認定し、さらに不正競争行為を現にしている者、あるいはそのおそれがある者に対し、当該不正競争行為を禁止することが許されるのは当然であり、仮に、そのことによって表現の自由が制約を受けるべきことになったとしても、そのことは何ら憲法に違反するものではないというべきとして、控訴を棄却した(東京高裁平成13年10月25日判決)。

## ・我が国における仲裁事例

### ドメイン名紛争事例集（3）

紛争ドメイン名	goo.co.jp		
裁定機関	工業所有権仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2000-0002		
申立日	2000年11月20日	裁定日	2001年2月5日
申立人	株式会社エヌ・ティ・ティ エックス（日本）		
相手方	有限会社ポップコーン（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、日本電信電話株式会社の関連会社として平成 11 年 1 月 4 日に設立され、通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス等を営んでおり、日本電信電話株式会社の関連会社エヌ・ティ・ティ・アドが開設した検索情報サービス「goo サイト <a href="http://www.goo.ne.jp">http://www.goo.ne.jp</a>」の運営事業の営業譲渡を受けた。申立人は、「GOO グー」「goo」で表された 6 つの商標権を有している。</p> <p>登録者は、JPNIC に本件ドメイン名を登録しているが、申立人が上記「goo サイト」を開設し著名となった後である平成 11 年 9 月頃から、本件ドメイン名を専ら申立外有限会社リアルが運営するアダルト画像を提供するウェブサイトへの転送のみを目的として使用している。</p> <p>申立人は、登録者が、著名な検索情報サービスである goo サイトの顧客吸引力を利用して、アダルト画像を提供するウェブサイトへ顧客を誘引するために本件ドメイン名を登録、利用しているとして、申立人への本件ドメイン名の移転を求めて本申立に至った。</p>		
裁定の要旨			

申立人の運営する goo サイトは、そのアクセス数、新聞・雑誌・ホームページ記事等の各種報道、宣伝広告活動、事業収入等からみて、遅くとも平成 11 年 8 月末日までには、日本を代表する情報検索を中心としたポータルサイトとしてインターネット利用者の間で著名となった。したがって、goo サイトで用いられている「goo」及び「goo.ne.jp」の表示は高い顧客吸引力があり、申立人にはこれを継続して使用する正当な利益を有している。

本件ドメイン名は、申立人の商標及び「goo」及び「goo.ne.jp」の表示と誤認混同が生じるほど類似していることは明らかである。

以上の 及び を考慮すると、本件ドメイン名が、申立人の goo サイト及び商標との間で、その出所の誤認混同を生じさせるおそれがあることは明白である（実際、誤認混同を指摘するインターネットユーザーの電子メールが多数、申立人に送られている）。

本件ドメイン名の現在の使用態様を見ると、ユーザーが本件ドメイン名を利用した登録者サイトにアクセスすると強制的に転送先サイトにアクセスさせられる仕組みになっており、登録者サイトには全く独自の情報が掲載されず、専ら転送先サイトへの転送に用いられている。上記のごとく登録者サイトが転送専用となったのは、平成 11 年 9 月頃で、goo サイトが著名となった平成 11 年 8 月以降と推認できる。

及び を総合考慮すると、登録者は、インターネット利用者が goo.co.jp と goo.ne.jp を誤認混同して登録者サイトにアクセスする機会の多くあることを奇貨として、強制的に転送先サイトにアクセスするという利用者の意に反する状態になることを知りながらあえて放置容認して、申立人の goo サイト及び社会的信用が毀損されるおそれが生じることを意に介さず、さらに、転送先サイトから利用者がアダルト画像を有料でダウンロードすることを誘引して商業上の利益を得ることをも意図している。このような登録者の本件ドメインの使用は、社会的に相当として許される限度を超える。

登録時に不正の目的がなくとも、その後不正の目的をもってドメイン名を使用することは、処理方針 4 条 a.(iii)の要件に該当する（4 条 a.(iii)は、「ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」と規定する）。

また、処理方針 4 条 a.(ii)が「ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと」と規定した趣旨は、登録のみならず、登録を維持する上において権利または正当な利益を有していない場合も含むというべきである（このように解さないと、一旦登録すればその後いかに不正な態様でドメイン名を使用してもこれを放置することになる）。先使用者の利益も、その使用が「不正の目的」「不正競争の目的」でなされている場合には保護されないことは、不正競争防止法 11 条 1 項 2 ないし 4 号、商標法 32 条 1 項などにも現れている。したがって、申立人の goo サイト開設等に先立ち本件ドメイン名を登録した登録者に、権利または正当な利益はない。

備考
出訴により、裁定結果の実施は見送られた。

ドメイン名紛争事例集（４）

紛争ドメイン名	Itoyokado.co.jp		
裁定機関	工業所有権仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0001		
申立日	2000年12月27日	裁定日	2001年3月12日
申立人	株式会社イトーヨーカ堂（日本）		
相手方	株式会社銀河（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、全国に 176 店舗を展開する百貨小売業の一部上場企業であり、平成 12 年 2 月期の売上高は 1 兆 4907 億円、経常利益は 510 億円に上る。申立人は、「Ito Yokado」と横書してなる商標権を有し（AIPPI JAPAN 発行の FAMOUS TRADEMARK IN JAPAN に有名商標として掲載）、また「itoyokado.iyg.co.jp」のドメイン名でホームページを開設している。</p> <p>登録者は、不動産賃貸業、ゲームセンター、ショッピングセンターなどを経営する会社であり、JPNIC に本件ドメイン名を登録し、2000 年 4 月以降、URL「http://itoyokado.co.jp/」において「SHOPPING PLAZA」と題するホームページを開設している。このホームページは、申立人のほか、ダイエー、ジャスコ、西友、マイカル、伊勢丹、高島屋、三越の各公式ホームページへリンクするほかは、「ITOYOKADO.CO.JP ドメインお譲りします」という記載があるのみである。</p> <p>また、登録者は、大手サイト「YAHOO JAPAN」のオークションにおいて、最低落札価格 10 億円で本件ドメイン名を出品していた。</p> <p>申立人は、登録者が、申立人またはその競業者に対して、本件ドメイン名に直接かかった金額を超える法外な対価を得るために、本件ドメイン名を販売することを主たる目的として、本件ドメイン名を登録または取得しているとして、申立人への本件ドメイン名の移転を求めて本申立に至った。</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名は、申立人の商標及び周知表示の「Ito Yokado」と誤認混同を引き起こすほど類似している。これは、ドメイン名の要部が外観上・呼称上類似していることのほかに、登録者が本件ドメイン名を利用して開設していた「SHOPPING PLAZA」というホームページが有名な百貨小売業者の URL にリンクしているため、本件ドメイン名の保有者がこれらリンクされた各百貨小売業者と同様な有名かつ大規模な百貨小売業者である申立人の業務と関連があるものと誤認混同する可能性が高いことから認められる。

申立人は、本件ドメイン名の登録以前に商品・役務の区分の全類について商標権を登録しており、かつ営業表示について少なくとも周知性を獲得しており、登録者にはライセンスもドメイン名取得の許可もしていない。その他、登録者が本件ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有するとの証拠はない。

登録者の開設していたサイトは、ポータルサイトであり、そのリンク先は有名デパート等のホームページであり、登録者自身の営業行為とは全く無関係である。登録者は、本件ドメイン名によって自己のショッピングセンター等の業務に関する営業活動は一切行っていない。

さらに、上記ホームページ上で、「ITOYOKADO.CO.JP ドメインお譲りします」と広告したほか、大手サイト「yahoo japan」のオークションで最低落札価格10億円で本件ドメイン名を出品した。

登録者は、本件ドメイン名を登録者の代表者の趣味のホームページに使用するため取得したにすぎない、と主張する。しかし、ホームページでリンクさせた大手百貨小売店7社と比肩する規模と認識度を有する「itoyokado」をドメイン名としてホームページに使用すれば、当該ホームページが申立人の業務に関わるものとの混同が生ずる蓋然性があることは容易に認識できたものと認められる。かかる事実関係において、ショッピングセンターを営営する営利法人の名で本件ドメイン名を取得し上記のように使用し、かつ本件ドメイン名の譲渡をホームページ上で申し出た行為は、客観的には、消費者や競業者の誤認を惹起しあるいは惹起する危惧を理由として本件ドメイン名を販売することを主たる目的として本件ドメイン名を登録したと推認せざるを得ない。

ドメイン名紛争事例集（５）

紛争ドメイン名	SONYBANK.CO.JP		
裁定機関	工業所有権仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0002		
申立日	2001年1月18日	裁定日	2001年3月16日
申立人	ソニー株式会社（日本）		
相手方	合資会社壱（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、電子・電気機械器具の製造、販売を始め、金融業を含む各種事業を行っている大企業であり、「SONY」なる文字商標だけでも 258 にも上る登録をしており、うち 4 件の商標は防護標章登録がなされ、特許庁、AIPPI でも著名商標として扱われている。また、平成 12 年 12 月 28 日には「SONYBANK」との商標も出願した。</p> <p>登録者は、平成 12 年 1 月 20 日に設立された合資会社であり、本店所在地と同番地に所在の田中康之が無限責任社員、同じく同番地の田中祥子が 1000 円全部履行の有限責任社員として登記されている。田中祥子は康之の母であり、本店所在地の土地・建物の所有者は、祥子の夫の田中俊夫の所有である。</p> <p>本件ドメイン名は、平成 12 年 1 月 11 日に、株式会社酵素栽培命泉茸によって登録され、同年 12 月 28 日に登録者に移転登録された。本件ドメイン名は、実際のウェブサイトで使用されていない。</p> <p>申立人は、本件ドメイン名の実質上の登録・保持者である田中康之が、申立人が SONY 商標を用いた名称をドメイン名として使用できないように妨害するため、SONY 商標を用いたドメイン名を登録・保有していると認められ、本件ドメイン名が不正の目的で登録・使用されているとして、申立人への本件ドメイン名の移転を求めて本申立に至った。</p>		
裁定の要旨			

申立人は、「SONY」なる文字商標を 258 も登録し、そのうち 4 件は防護標章登録がなされている。このように防護標章登録が認められた事実自体が、特許庁において「SONY」商標の著名性を認めたことを意味する。

本件ドメイン名のうち「BANK」は銀行を表す普通名詞にすぎないから、要部は「SONY」の部分であり、これが全く一致している以上、本件ドメイン名は、申立人の商標と混同を引き起こすほど類似している。

申立人は、本件ドメイン名を別会社から譲り受けているが、申立人は最初に登録した譲渡人及び登録者と何の関係もなく、また登録者は本件ドメイン名の登録についての権利または正当な利益について何ら立証していない。

申立人がネット銀行へ参入することは、1999 年 12 月 10 日、マスコミ各社が大々的に報道した。本件ドメイン名の登録はその直後の 2000 年 1 月 11 日である。

本件ドメイン名は、実際のウェブサイトで使用されていない。また、登録者の住所地は個人の住所にすぎず、本件ドメイン名を使用しないし使用の準備をしたこともなく、単に保持している。

以上の 及び からすれば、登録者が本件ドメイン名を単に保持していることは「不正の目的での登録・使用」とみなされるべきである。

備考	
----	--

出訴により、裁定結果の実施は見送られた。

ドメイン名を使用しないで保持し続けること自体が申立人のインターネット上での使用妨害となるとの判断に際しては、WIPO の Arbitration and Mediation Center の 3 件の裁定例も引用している。

ドメイン名紛争事例集（6）

紛争ドメイン名	icom.ne.jp		
裁定機関	工業所有権仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0003		
申立日	2001年1月25日	裁定日	2001年3月30日
申立人	アイコム株式会社（日本）		
相手方	株式会社アイコム（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、大証二部に上場しているアマチュア無線機器等の製造・販売を主たる目的とする会社であり、商号並びに社名商標として「I C O M」、「i C O M」、「アイコム」との表示に権利を有している。</p> <p>登録者は、平成10年10月6日にコンピュータソフトウェアの企画開発及び販売、インターネットによる情報処理等を目的として設立された会社であるが、本件ドメイン名に関係する何らの商標権も有していない。</p> <p>申立人は、登録者に対し、平成12年3月3日（警告書）、同月29日（催告書）にて、不正競争防止法第3条に基づき、商号の抹消ないし変更及びその他の関連する商品等表示の即時使用中止を求める書面を送付した。</p> <p>登録者は、平成12年4月30日株主総会決議により解散し（同年5月10日登記）営業を廃止して清算手続に入った。</p> <p>登録者が、申立人による上記記載の書面に対して上記の事実を申立人に告知したため、申立人が登録者に対して本件ドメイン名についてもその廃止手続を行うよう求めたにも拘わらず、本申立てに至るまで廃止手続が行われていない。</p>		
裁定の要旨			

登録者の社名が株式会社アイコムであるものの、同社は平成 12 年 4 月 30 日の株主総会決議により解散し、清算手続中である以上、もはや本件ドメイン名に対して正当な利益があるとはいえない。清算中の会社が本件ドメイン名を他に譲渡することにより、残余財産の分配原資に当てることも考えられる。しかし、当パネルにより紛争処理機関を通じて代表清算人に対して意見照会を行ったにも拘わらず、回答はなかったため、そうした予定はないものと解することができる。

登録者は、申立人から警告を受けたことに応じて会社の解散をするに至っており、本件ドメイン名 icom または ICOM、アイコムという文字列を営業上の標識として登録していることが申立人の営業上の利益を損なっている事実を認識しているものと認められる。

登録者は清算手続中であり、いずれかの時期には本件ドメイン名登録を廃止または譲渡しなければならないところ、他に譲渡する予定はない。

上記 ~ の事実が認められる状況のもとでは、登録者は、申立人の申入れがあったにも拘わらず 6 ヶ月以上も本件ドメイン名登録の廃止手続をとらないでいることが申立人の同一ドメイン名登録を妨害することとなる事実を認識し、少なくとも消極的には妨害の結果を認容しつつ敢えて放置していたものと認めすることができる。よって、登録者の本件ドメイン名が不正の目的で登録されているものと認定する。

備考

登録者は答弁書提出期限までに答弁書を提出せず、また、パネルから紛争処理機関を通じて意見照会書が送付され、これを受領したにも拘わらず、意見書提出期限までに意見書その他一切の通知連絡をしていない。

ドメイン名紛争事例集（7）

紛争ドメイン名	MP3.CO.JP		
裁定機関	工業所有権仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0005		
申立日	2001年3月5日	裁定日	2001年5月29日
申立人	エムピー3 ドット コム インコーポレイテッド (米国)		
相手方	有限会社システム・ケイジェイ(日本)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、1998年3月にアメリカ合衆国デラウェア州において設立された会社であって「mp3.com, Incorporated」の商号を用いて、通信ネットワークを利用した音楽配信サービス等の業務を営む者である。</p> <p>申立人は、オーストラリア、中国、ヨーロッパ共同体、フランス、香港、日本、及び韓国などにおいて、1999年4月から2000年12月にかけて、商標「MP3.COM」「MP3.COOM」「MY.MP3.COM」及び「MP3RADIO.COM」についてそれぞれ商標登録出願をし、そのうち数件は既に登録されている。</p> <p>登録者は、1998年3月18日、合資会社ジー・エヌ・エヌの協力を得て、「mp3.co.jp」ドメインの登録申請をし、3月26日に登録を行った旨主張している。</p> <p>登録者は、インターネットにおける個人・法人向け通信サービスを提供すること等を目的とした1998年6月11日設立の会社であり、本件ドメイン名「mp3.co.jp」をJPNICに1999年7月16日に登録し、同年12月7日に接続の承認を受けている。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名の登録以来、長期にわたり本件ドメイン名を利用したウェブサイトを構築していない。</p> <p>申立人が、登録者の代表者に対し、実費を弁償するので本件ドメイン名を譲渡して欲しい旨申し入れたところ、同人は、どのようなことがあっても本件ドメイン名を譲渡するつもりはない旨述べるとともに、本件ドメイン名のサイトを申立人の「mp3.com」サイトとして申立人と共に事業を行うことだけが唯一考えられることである旨返答した。</p>		
裁定の要旨			

「mp3.com」は、現に、申立人及びそのサービス等を表示するものとして、日本においても、「mp3.com」のインターネット利用者の中で著名になっているものと認められる。

本件ドメイン名サイトの表示は、平成 13 年 2 月 15 日現在、「COMING SOON」との表示にとどまっており、本件ドメイン名を登録以来全く有効に利用していない。

登録者は、自ら返信ネットワークを利用した音楽配信サービス等の業務（MP3 関連業務）を行っていない。

申立人と登録者との間において、上記「紛争の概要」 項記載のやり取りが行われた。

上記 ~ の事実からすると、登録者は、本件ドメイン名を自らの業務に利用するためではなく、申立人の顧客吸引力を利用し、又はそれによって何らかの利益を得るために本件ドメイン名を使用しているものといわざるを得ず、登録者は本件ドメイン名の登録についての権利又は正当な利益を有していないものというほかなく、また、不正の目的で登録又は使用されているものといわざるを得ない。

備考	
----	--

	「MP3」の用語に関し、本来、これは音声情報圧縮の国際規格を意味するものであるが、かような用語であっても、その表示が使用された結果、その表示に接する者が何人かを表示する者として認識することができるものもあり得るところであり、「mp3.com」が通信ネットワークに関連して使用されるときは、「mp3」は申立人を表示するものと認識されるものと認めた。なお、本件は出訴により裁定結果の実施は見送られた。
--	--

ドメイン名紛争事例集（８）

紛争ドメイン名	sunkist.co.jp		
裁定機関	日本知的財産仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0007		
申立日	2001年3月30日	裁定日	2001年6月4日
申立人	サンキスト・パシフィック株式会社		
相手方	株式会社三上商事		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、米国において設立された「サンキスト・グロウーズ・インコーポレーテッド社」(以下「サンキスト社」という。)の日本における製品を販売・管理する窓口として、1963年に設立された株式会社である。サンキスト社は、国内において、「SUNKIST」、「サンキスト」の商標で、商標登録を受けており、柑橘類や清涼飲料水のブランドとして、我が国国民一般の日常生活に浸透している。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名を登録し、「E-FRESH」と題するホームページを開設し、サンキストの商標を付した商品を販売するなどしている(サンキスト社又は申立人が登録者に商標の使用を許諾した事実は認められない)。</p> <p>申立人が、登録者に対して、30万円の対価による本件ドメイン名の移転を要求したところ、登録者は、1000万円もの対価を要求してきたことなどから、申立人は、登録者が、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨			

ホームページの閲覧者が、閲覧しようとするホームページのドメイン名が分からない場合、ホームページ開設者の名称や商標などを第三ドメインとしてドメイン名を指定したり、それをキーワードとして、検索エンジンを利用したりすることは周知の事実である。

そして、前者の手法により申立人又はサンキスト社のホームページにアクセスしようとする者が、「sunkist.co.jp」と入力することは想像に難しくなく、その結果登録者のホームページにアクセスすることとなる。また、後者の手法による場合は「サンキスト」をキーワードとすることが予想され、その結果、サンキスト社の正規のホームページと誤認してアクセスする者が少なくないものと認められる。

かかる事実が認められる以上、登録者が果実を販売するホームページのドメイン名として本件ドメイン名を登録し、使用する行為は、申立人らが使用する「SUNKIST」等の持つ著名性及び高い顧客吸引力を利用して需要者を自己のホームページに誘導し、登録者が販売する果実が、あたかも申立人又はサンキスト社の直販商品であるかのごとく需要者を誤認させて顧客を獲得し、売上を増大することを意図したものであるというべきものである。

登録者は、登録者がホームページ上において、サンキスト社の商品を販売していることをもって、本件ドメイン名の登録及び使用について、「不正の目的」がないものであるかのような主張をする。

確かに、いわゆる真正商品の並行輸入は、原則として、不正競争防止法等の上の不正競争行為を構成しないものとされている。

しかしながら、他人の商標が付された並行輸入品の販売が許容されるとしても、並行輸入品の販売者が自己の店舗等の名称として、並行輸入品の商標を使用することまでも許容されるものではない。

以上より、登録者のドメイン名は、不正な目的で登録され、使用されているものというべきである。

ドメイン名紛争事例集（ 9 ）

紛争ドメイン名	rcc.co.jp		
裁定機関	日本知的財産権仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0006		
申立日	2001年3月29日	裁定日	2001年7月6日
申立人	株式会社中国放送（日本）		
相手方	株式会社ワイ・ケー・オー・ヒロシマ（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、昭和27年5月15日に設立された、放送法による一般放送事業、放送番組の制作、販売等を主要な業務とする法人であり、「RCC」の表示からなる商標を登録し、テレビ放送、ラジオ放送、放送番組の制作等の際に、上記商標を使用している。</p> <p>申立人が行うテレビ放送事業のサービスエリアは、広島県全域、山口県・岡山県・島根県・鳥取県・愛媛県・香川県・大分県の一部であり、同サービスエリア内の人口は約402万8000人である。また、申立人が行うラジオ放送事業のサービスエリアは、広島県・愛媛県・香川県・大分県全域、山口県・岡山県・島根県・鳥取県・徳島県・高知県・福岡県・熊本県・宮崎県等の一部であり、同サービスエリア内の人口は約2122万2490人である。</p> <p>申立人は、「rcc.net」「rcc-hiroshima.co.jp」のドメイン名のもとでホームページを開設しており、1ヶ月あたりのアクセス件数も相当数に達している。</p> <p>登録者は、平成元年4月14日に設立された法人であり、手芸品、装身具、日用品雑貨等の輸出入及び販売等を定款上の目的としている。</p> <p>登録者は、もともと登録者が会長を務めていた広島輸入商連合会内のインターネット委員会において、中国企業情報のホームページを、仮称「Resource of China Commodity」の名称のもとで作成していた旨主張している。</p>		
裁定の要旨			

申立人商標は、少なくとも申立人の放送サービスエリア内において、遅くとも登録者が本件ドメイン名を申請した平成 12 年 11 月までに、申立人の出所を表示する商標として周知性を獲得していたものと認められる。

登録者が会長を務めていた広島輸入商連合会内のインターネット委員会において、中国企業情報のホームページを、仮称「Resource of China Commodity」の名称のもとで作成していたことはなく、今日に至るまで、登録者において上記名称のもとでホームページを開設されたことはない。

の事実からすると、「Resource of China Commodity」の名称で中国企業情報に関するホームページ開設が、登録者の事業であると認めることはできないから、登録者が自己の事業の名称の頭文字を組み合わせたものを表示するものとして、本件ドメイン名を登録したと認めることはできない。

本件ドメイン名中識別力を有する部分である「rcc」と申立人商標「RCC」とでは、英文字の大文字ないしは小文字を使用しているとの点を除けば、両者は相互に同一であり、また、申立人商標が広島県広島市を中心とした申立人の放送サービスエリア内で周知な商標であって登録者の本店所在地が申立人と同様に広島県広島市にあることからすると、本件ドメイン名は申立人商標との間で出所の誤認混同を生じさせるおそれが強いものと認められる。

上記 からすると、登録者は、本件ドメイン名を不正の目的で登録していると認定せざるを得ない。

ドメイン名紛争事例集（１０）

紛争ドメイン名	armani.co.jp		
裁定機関	日本知的財産仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0009		
申立日	2001年5月18日	裁定日	2001年7月24日
申立人	ジェ ア モドゥフィヌ ソシエテ アノニム (スイス)		
相手方	デジコン有限会社(日本)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、イタリアのデザイナーである Giorgio Armani ( ジョルジオ アルマーニ ) の設立した会社であり、そのデザイン及び商標等の知的財産権の管理を行うものであり、「GIORGIO ARMANI ( ジョルジオ アルマーニ )」、「EMPORIO ARMANI ( エンポリオ アルマーニ )」、「ARMANI ( アルマーニ )」等の商標を有している。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名を登録している。</p> <p>申立人は、登録者が、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨			

処理方針第4条b.が採用された趣旨に照らして、登録者がドメイン名を登録する際に、現に、申立人の商標その他表示が周知である場合には、登録者が、当該ドメイン名の登録について権利または正当な利益を有すること等特段の事情の存在することを明らかにしなければ、当該登録は、不正の目的でなされたものというべきである。

ドメイン名はインターネット上の「住所」であり、インターネット及び電子商取引の普及に伴い、ビジネス上あるいは社会生活上、消費者等を特定のウェブサイトに取り寄せる上で、重要な機能を果たすものであり、他人の周知の商標その他表示を自己のドメイン名とすることはインターネット上のユーザーに自己のウェブサイトを他人のウェブサイトと誤認混同させるものであり、登録において誤認混同させる目的（不正の目的）があったと言えるからである。

登録者が、本件ドメイン名の登録を行った際に、デザイナーとしての Giorgio Armani（ジョルジオ アルマーニ）の商標「GIORGIO ARMANI」は、一般消費者にも広く知られていたと認められる。

したがって、本件ドメイン名を登録すれば、インターネットのユーザーに申立人のウェブサイトと誤認混同を生じ、あるいは、登録者ウェブサイトをして、申立人と関係するウェブサイトと誤認を生ぜしめることとなり、その結果、登録者は、申立人の信用にただ乗りして不正に利得を得、一方、申立人の事業に混乱を生ずることとなることを登録者は意図していた、少なくとも、これを認容していたというべきである。

本申立においては、登録者が、当該ドメイン名の登録について権利または正当な利益を有すること等特段の事情の存在することを明らかにしたと認めることはできないから、本件ドメイン名の登録は、不正の目的でなされたものというべきである。

備考

申立人は、イタリアのデザイナーである Giorgio Armani（ジョルジオ アルマーニ）の設立した会社であり、そのデザイン及び商標等の知的財産権の管理を行うものである。

ドメイン名紛争事例集（１１）

紛争ドメイン名	htv.co.jp , htv.jp		
裁定機関	日本知的財産仲裁センター		
準拠規範	JP ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	JP2001-0008		
申立日	2001年5月17日	裁定日	2001年8月8日
申立人	広島テレビ放送株式会社（日本）		
相手方	株式会社 エーアイブレン（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、テレビジョンその他一般放送事業を目的とする株式会社であり、「HTV」を横書きしたの登録商標を有している（出願日は1992年8月19日）。</p> <p>登録者は、1996年2月15日に「htv.co.jp」のドメイン名を、2001年3月26日「htv.jp」のドメイン名を登録している。また、登録者の関連会社が、本件ドメイン名の他にも著名なテレビ局の有する商標と同一のドメイン名を多数取得している。</p> <p>そこで、申立人は、登録者が、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>登録者は、関連会社名目で、「rcc.or.jp」、「rkb.co.jp」のドメイン名を取得しているが、RCC が中国放送、RKB が毎日放送の略称であることは、顕著な事実である。そして、登録者の親会社は、「aibrain.co.jp」というドメイン名を有していて、このドメイン名でホームページを開いている。そして、本件ドメイン名のうちの「htv.co.jp」、「rcc.or.jp」、「rkb.co.jp」の各ドメイン名のもとに、ドメイン名を除いて、同じと言ってよいホームページが開かれており、各ホームページから、親会社のホームページにリンクが張られている。すなわち、登録者の親会社は、広く知られているテレビ会社、ラジオ会社の略称を自己の関係者の名義でドメイン名として登録を受け、これを用いてホームページを開設し、これを登録者の商号を用いた「aibrain.co.jp」をドメイン名とする自社のホームページにリンクさせているのである。</p> <p>かかるリンクの状況と上記の各ドメインの登録の状況からして、登録者の行為は、それによって顧客を「aibrain.co.jp」のドメイン名のホームページに誘引しているものと認められ、したがって、「htv.co.jp」についての登録は、不正の目的でなされたものと認められる。</p> <p>次に、「htv.jp」についてであるが、このドメイン名では、ホームページは開かれていない。しかし、登録者が、「htv.jp」のドメイン名を使用した場合において、申立人と登録者の本店所在地が共に広島県広島市内であることをも勘案した場合には、登録者の「htv.jp」のドメイン名は、申立人の表示との間で出所の誤認混同を生じさせる恐れが強いものと認められるから、そうである以上、登録者による「htv.jp」のドメイン名の登録もまた、不正の目的でなされたものと認めるべきである。</p>		

備考	
----	--

本件ドメイン名のうち、「htv.co.jp」については、移転を命じる結論に同調するものの、「htv.jp」については、これを認めるべきではないとする少数意見がある。

## ．海外における裁定事例

### ドメイン名紛争事例集（１２）

紛争ドメイン名	Worldwrestlingfederation.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D99-0001		
申立日	1999年12月2日	裁定日	2000年1月14日
申立人	World Wrestling Federation Entertainment, Inc.（米国）		
相手方	Michael Bosman（米国）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、レスリングのテレビ中継等のようなスポーツイベント等の興業を行う会社であり、その事業を行うにあたり、「WORLD WRESTLING FEDERATION」というサービスマークを用いると共に、種々の商品の中で同様の登録商標を使用している。</p> <p>登録者は、1999年10月7日に本件ドメイン名を登録し、その直後、申立人に対し、本件ドメイン名の登録の事実と登録の目的が申立人への高価売却、移転等にあることを通知するなどした。</p> <p>そこで、申立人は、登録者が、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名が、申立人の登録商標、サービスマークと同一または酷似していること、登録者が、本件ドメイン名を使用する正当な権利または利益を有していないことは明らかである。

また、登録者が、本件ドメイン名を登録したわずか3日後に、申立人に対して、買い取りを要求したことに照らせば、その登録は、「不正の目的」でなされたというべきである。

しかし、申立人の請求が認められるためには、すなわち、登録者の行為が「不正の目的」を構成するというためには、ドメイン名が、単に不正の目的で「登録」されただけでは足りず、ドメイン名が、不正の目的で「使用」されることが必要である（もっとも、ここでいう「使用」とは、ウェブサイト上で使用することに限られるものではない。）

そこで、いかなる行為をもって「使用」というべきであるかが問題となるところ、米国の裁判例には、他人が使用する登録商標を自己のドメイン名として登録し、これを登録商標の権利者に売却することを事業とする会社について、かかる会社は、権利者の登録商標の価値で事業を行うものであり、権利者の権利を侵害するものと評価すべきであるとしたものなどがある。

かかる判決例等を参考にすると、登録者において、本件ドメイン名を登録したわずか3日後に、申立人に対して、買い取りを要求し、その後数度にわたり、申立人に対して、本件ドメイン名の買い取りを要求した登録者の行為についてもまた、本件ドメイン名を不正の目的で使用したものと評価すべきである。

したがって、登録者の行為は、「不正の目的」を構成するものというべきである。

備考	
----	--

	「不正の目的」が認められるためには、登録者による「登録」のみならず「使用」まで必要であるとする本件規範は、WIPOの報告及びDNSOの勧告においても同様に取り入れられている。なお、我が国の改正不正競争防止法では、「登録」、「使用」以外にドメイン名の「保有」行為が規整の対象とされているところであり、「使用」とは、ドメイン名を本来の目的すなわちウェブサイトを開設する等の目的で用いる行為を指す。
--	--

ドメイン名紛争事例集（13）

紛争ドメイン名	DRAWTITE.COM		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0017		
申立日	2000年1月25日	裁定日	2000年3月14日
申立人	Draw-Tite, Inc.（米国）		
相手方	Plattsburgh Spring Inc.（米国）		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、自動車等の付属商品に関し、米国において「DRAW TITE」等の商標登録を行っている。</p> <p>登録者は、ウェブサイト上で、申立人の登録商標を使用して、申立人の製品の販売を行っている会社である。</p> <p>申立人は、自己の登録商標は著名なものであり、それをドメイン名として使用すること等は、消費者に対し、主体の混同を引き起こすものであり、登録者は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>登録者は、本件ドメイン名に対応するウェブページ上で、申立人の登録商標を使用するとともに、登録者が申立人の商品の販売者であることをウェブページ上で表示している。そして、確かに、かかる登録者の行為は、登録者が申立人と提携しているかのような印象を与えるものではある。</p> <p>しかし、登録者は、申立人の登録商標のついた製品の仕入の際に、申立人から受け取った仕入書を証拠として提出するとともに、申立人は、登録者が申立人の製品のみをウェブページ上で販売することについて、反対をしなかった旨主張する。</p> <p>加えて、証拠によれば、登録者が、本件ドメイン名を使用して、ウェブサイトを開設したのは、1997年であるが、申立人は、1999年6月になるまで、登録者に対して、異議を申し立てたことはなく、その後もなお、登録者に対して、製品を販売しているのみならず、本件申立後の2000年2月26日にも、登録者に対して、製品を販売した事実が窺われる。</p> <p>以上のように、本件において、登録者は、本件ドメイン名を使用したウェブサイトの開設等について、申立人から許可を得ていたと主張する一方で、申立人はこれを否定する。</p> <p>この点に関し、登録者が主張するような申立人からの許可があったかについては定かではないものの、証拠から判明した事実によれば、申立人において、登録者による本件ドメイン名の使用を承知していたことは明らかである。</p> <p>以上の事実からは、登録者の本件ドメイン名の登録が、「不正の目的」(in bad faith)のもとで行われたということとはできない。</p>		

## ドメイン名紛争事例集（14）

紛争ドメイン名	Easyjet.net		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0024		
申立日	2000年2月28日	裁定日	2000年3月17日
申立人	Easyjet Airline Company Ltd.（イギリス）		
相手方	Andrew Steggles（米国）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、英国の著名な航空会社で、航空券の多くをウェブサイトを通じて販売している。また、EASYJET という言葉からなる商号を有しており、数多くの商標を米国及びヨーロッパ各国において登録している。</p> <p>本件ドメイン名を用いた登録者のウェブサイトの最初のページには、以下の文章が記載されているだけであった。</p> <p>「フーバーの easy-jet 掃除機についてはここをクリックしてください。このサイトを買いたい方は、sales@easyjet.net に申し込んでください。代わりに格安航空券の予約は、以下のリンクを試してください：ライアン・エアー、BAのGO-FLY。」なお、これらリンク先は申立人の競争会社であり、上記の最初の文章をクリックすると、ニューヨークにある「Miele Vacuum Cleaner Store」という店のウェブページにつながった。</p> <p>申立人が、2000年1月20日に、登録者に対し e-mail で、サイトを買いたいとの意向を伝え、その公正な価格はいくらになるかと聞いたところ、登録者は、同日、公正な価格は6桁の数字になると思うと返答した。</p>		
裁定の要旨			

問題の本件ドメイン名は申立人の商標の多くと同一であることは明らかである。

登録者は、本件ドメイン名を用いたビジネスを行っておらず、また Easyjet という言葉からなる商号や商標に関して何らの権利も有していない。登録者は、Easyjet という名前を使用する利益として、その名前の一般的な性質、及びその覚えやすい性質を主張しているが、それは要するに、登録者が計画していた活動を一般的に説明する必要があったということである。しかし、easyjet という言葉の組み合わせは、登録者が計画していたと主張する掃除機やプリンターなどの修理業における活動についての一般的な説明とはならないし、かかる製品やサービスを扱う会社に自由に使わせなければならないものでもない。登録者に本件ドメイン名を特定の商品又はサービスについて使用する真摯な意図があったとは認められない。そのことは、登録者のウェブページに、上述した掃除機店へのリンクの他にはサイトの販売のオファーしか記載されていない事実によっても証明される。

本件ドメイン名の登録及び使用は不正の目的で行われたと認められる。本件ドメイン名のウェブサイトは、最初からサイトの販売を申し出ており、しかも真面目なビジネスについては何ら言及していない。申立人は、ヨーロッパのみならずアメリカにおいても大規模な広告キャンペーンを行っており、登録者は申立人の業務について知っていたと認められる。登録者が当初、申立人の主要な競争会社へのリンクを載せていた事実は、本件ドメイン名が申立人の業務を妨害する目的で登録されたことを明らかに示している。申立人が本件ドメイン名の譲渡を要求した後、登録者が6桁の価格を提示したという事実は、登録者が、主として、商標権者である申立人またはその競業者に対して本件ドメイン名を販売することを目的として、これを登録したことを明らかに示している。6桁の価格が提示されたという事実は、本件ドメイン名の登録に直接関連する実費を超える価格を示すことも明らかである。

ドメイン名紛争事例集（15）

紛争ドメイン名	Mikimoto.com		
裁定機関	Eresolution		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	AF-0126		
申立日	2000年2月14日	裁定日	2000年4月8日
申立人	Mikimoto (America) Co., Ltd (米国)		
相手方	Asanti Jewellers, Ltd (米国)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、MIKIMOTO との米国登録商標を有している。  登録者は、申立人の養殖真珠の流通業者である。  申立人によれば、申立人は、登録者による MIKIMOTO 製品の小売販売に関連する限度で MIKIMOTO の名称を使用することについては登録者にこれを認めていたが、MIKIMOTO との名称について登録者に何らの権利を付与していないにも拘わらず、登録者は申立人に無断で本件ドメイン名を登録した。  申立人によれば、登録者は本件ドメイン名の取得に要した直接の費用を超える相当の対価なしに、本件ドメイン名を放棄することを拒絶し、本件ドメイン名を有していることを利用して、申立人が登録者と取引を継続することを強要している。  登録者によれば、本件ドメイン名は養殖真珠の創始者である Kokichi Mikimoto 氏を意味しており、養殖真珠製品を意味するものではないから、本件ドメイン名の登録は商標の使用禁止には該当しないし、登録者は本件ドメイン名を売却しようとしたことはない。</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名の second level domain は、申立人登録商標と同一または混同を引き起こす程度に類似している。

登録者は、申立人により本件紛争が提起される前から本件ドメイン名の使用を準備していたことを明らかにしておらず、MIKIMOTO との名称を使用して営業を行っていたことについても立証はない。

登録者は、養殖真珠の創始者である Kokichi Mikimoto のための歴史的伝記的ウェブサイト構築のために本件ドメイン名を登録した旨主張しており、このこと自体は本件ドメイン名の正当な非商業的または公正な使用に該当する。しかしながら、登録者は、かかる伝記的サイトが登録者の信用性を高め、登録者の養殖真珠の販売を年あたり 5%増加させることを見込んでおり、本件ドメイン名と養殖真珠の販売サイトをリンクさせない旨の登録者の主張は信用できない。

以上、 によれば、登録者は、本件ドメイン名について、正当な利益も有しないことが認められる。

申立人と登録者とは、本件ドメイン名を申立人に移転することについて 1 年以上にわたって協議を重ねているが、登録者は、申立人に対して対価についての提案を求め、本件ドメイン名の取得に直接要した費用を超えた商業上の利点ないし資金的利益のために本件ドメイン名を売却ないし利用しようとした。

登録者は、本件ドメイン名を使用した非商業的な伝記のウェブサイトを構築する意図がある一方で、本件ドメイン名から登録者自身の営業ウェブサイトへリンク付けすることも意図しており、かかるリンク付けによって、混乱した消費者を非商業的サイトから商業的サイトへ誘導しやすくなる。にも拘わらず、登録者はかかる消費者の混乱を防止するための措置を何ら講じていない。

以上、 によれば、登録者は、本件ドメイン名を不正の目的をもって登録したものと認められる。

備考

不正の目的の認定に関し、登録者が過去に「charleskrypell.com」との美術家の名称を利用したドメイン名を登録し、これを Charles Krypell 氏に譲渡したことがあるとの事実について、登録者が妨害行為をパターン化しているとまではいえない旨判示している。

ドメイン名紛争事例集（16）

紛争ドメイン名	Enike.com 及び e-nike.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0167		
申立日	2000年3月16日	裁定日	2000年4月27日
申立人	NIKE, Inc. (米国)		
相手方	Farrukh Zia (米国)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、非常に有名なスポーツ及びフィットネス関連の会社である。申立人は、その著名な「NIKE」商標につき、世界中で多数の商標登録を有し、1971年から世界中で「NIKE」商標を使用・宣伝している。申立人は、自社の非常に有名なサイトについて「nike.com」というドメイン名を登録している。</p> <p>登録者は1998年11月7日に本件ドメイン名を登録している。登録者の主張によると、登録者は1996年以前から、インドのエンターテイメントに関する事業を始めることを計画していた。また、2000年初めには、本件ドメイン名を他のドメイン名と併せて使用することを予定していた。</p> <p>登録者は、申立人に対し、本件ドメイン名を、ドメイン名に関する実費をはるかに越える金額である14万ドル相当の申立人の株式と交換に売却することを申し出た。</p>		
裁定の要旨	<p>本件ドメイン名と申立人の商標との相違点は、「e」が加わっていることだけであり、重要ではない。申立人の商標が登録されたのは、本件ドメイン名が登録されるより何年も前である。本件ドメイン名は、申立人が優先権を有する商標と同一ないし混同を引き起こすほど類似している。</p> <p>(1)登録者は、NIKE 商標について申立人からライセンスを受けておらず、使用を認められていない、(2)申立人は、商標につき、登録者による本件ドメイン名の登録に先立つ優先権を有している、(3)登録者は、「NIKE」という名前で一般に知られてはいない、(4)登録者は本件ドメイン名を使用しておらず、本件ドメイン名についてのウェブサイトはないことから、権利又は正当な利益は認められない。</p> <p>本件ドメイン名についての販売の申し出が、本件ドメイン名に直接関連する実費（out-of-pocket cost）を実質的に越える金額でなされたことは、疑問の余地はない。唯一問題となるのは、登録者が本件ドメイン名を登録したのは、主として、それを申立人に譲渡、賃貸、その他移転する目的でなされたと認められるかどうかである。本件ドメイン名は、基本的に、その登録時に世界的に有名であった申立人の商標と全く同一であり、また、登録者は本件ドメイン名を使用しておらず、登録者（ないしその事業）と本件ドメイン名には関連性が見られないことから、主として上記目的でなされたと認められる。</p>		

ドメイン名紛争事例集（17）

紛争ドメイン名	WEBERGRILL.COM 他 9 件		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0187		
申立日	2000 年 3 月 20 日	裁定日	2000 年 5 月 11 日
申立人	Weber-Stephan Products Co. (米国)		
相手方	Armitage Hardware (米国)		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、「WEBER」を含む数種の商標登録を持つグリルやその関連商品の製造会社である。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名で開設されているウェブサイト上で、申立人の製品を販売する金属製品販売店である。登録者は、申立人の商品の販売について、申立人から許可を受けた公認再販売業者である。</p> <p>申立人は、登録者が「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>UDRP の方針の 1 つによれば、ドメイン名に関する紛争前において、登録者が、真実、商品やサービスを提供するために、該ドメイン名を使用し、またはドメイン名を使用するための準備を行っていたことが明らかな場合には、該登録者は、該ドメイン名を使用する権利または正当な利益を有すると認めるべきものとされている。</p> <p>この点、本件において、登録者は、現に申立人の登録商標を使用して、申立人の商品をウェブサイト上で販売するために、本件ドメイン名を使用している。確かに、登録者は、申立人の商品以外の商品もウェブサイト上で販売してはいるが、かかる事実は重要ではなく、登録者は、それらの商品については、除外した旨主張している。一方で、申立人は、かかる登録者の主張に何ら反論していない。</p> <p>以上の事実からすれば、登録者は、本件ドメイン名を使用する権利ないし正当な利益を有するものと認めるべきものである。</p> <p>次に、登録者は、登録者による本件ドメイン名の使用については、数年間にわたって、申立人において認識していたのみならず、本件ドメイン名の使用を認めていたものであると主張しており、この点についても、申立人からの反論はなされていない。</p> <p>とするならば、登録者において、本件ドメイン名を「不正の目的」(in bad faith) で、登録、使用していたものと認めることはできない。</p>		
備考	<p>本件では、登録者から、WIPO は、本件紛争を解決する機関として適切ではない旨の主張がなされた。</p> <p>この点について、WIPO は、不正なドメイン名の登録等に関する紛争についてのみ、救済を与えることが認められている機関であるが、この権限の有無については、</p>		

当事者の主張や事実から判断することができ、本件でも、申立人より、「不正の目的」(in bad faith)での本件ドメイン名の登録、使用の主張がなされている以上、本件紛争について、WIPOが裁定できることに問題はないとした。

ドメイン名紛争事例集（18）

紛争ドメイン名	Encyclopediabrittanica.com, brtanica.com, Bitannica.com, britannca.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0330		
申立日	2000年4月25日	裁定日	2000年6月7日
申立人	Encyclopaedia Britannica, Inc. (米国)		
相手方	John Zuccarini; The Cupcake Patrol (米国)		
裁定結果	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、1870年から、ENCYCLOPAEDIA BRITANNICAという商標で、米国全土において辞典、辞書、地図等を大々的に販売しており、その商標を1950年に登録している。また、「BRITANNICA」及び「ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA」について、商標出願・登録を、米国を含む各国で行っている。さらに、「BRITANNICA」という言葉を含むドメイン名と、その誤記であるドメイン名を数多く登録している。</p> <p>登録者による本件ドメイン名の登録は、申立人が自社のウェブサイト（www.britanica.com）の開設を発表した数日後になされている。</p> <p>登録者は、brtanica.comとbitannica.comのドメイン名を登録者及び申立人がそれぞれ主催する広告ウェブページへのハイパーリンクとして使用しており、encyclopediabrittanica.comとbritannca.comを申立人のウェブサイトへのハイパーリンクとして用いている。登録者は、ユーザーが1回クリックするごとに10～25セントの収入を広告主から得ていた。</p> <p>申立人は、2000年1月31日にJohn Zuccarini氏に対しe-mailでencyclopediabrittanica.comの使用を止めるよう要請し、また、同年2月17日に本件ドメイン名を申立人に移転するよう求める手紙を送ったが、手紙は、送達不能により送り返された。</p> <p>申立書によると、登録者は1300件以上のドメイン名を登録しており、その多くが、周知の著名な標章や有名人の名前のつづり違いであった。</p> <p>なお、ペンシルバニア東部地裁において、John Zuccarini氏（取引名：Cupcake Patrol）に対して、原告の商標と実質的に類似したドメイン名を不正の目的で登録したとして、米国反サイバースクワッティング消費者保護法（the Anticybersquatting Consumer Protection Act）に基づく仮処分の決定が出されている。（Shields v. Zuccarini, 2000 U.S. Dist. Lexis 3350 参照。）</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名のうち encyclopediabritannica.com というドメイン名は、申立人の ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA との商標と実質的に同一または混同を引き起こすほど類似しており、その他の本件ドメイン名は、申立人の BRITANNICA との商標と実質的に同一または混同を引き起こすほど類似している。

上記地裁の決定においても認められたとおり、また本手続の証拠により明らかとなり、登録者は、自分のドメイン名の下で何らの善意のビジネスも行っていない。また、「消費者を誤導して商業的利益を得る意図なく」ドメイン名を正当かつ非商業的に、または公正に使用していると認める証拠はなく、むしろその逆である。登録者は、ドメイン名のつづりを間違えようという消費者の傾向に乗じて、自らのウェブサイトインターネット交通を向けさせ、広告主から相当の収入を得ていた。

不正の目的については、(1)申立人の商標は周知であり、強力な評価を得ていた、(2)登録者は、周知標章や有名人の名前の誤記からなるドメイン名を登録し続けている、(3)登録者は、問題となっている行為を本手続において禁止されている、(4)登録者は、コンタクトを取ろうとする申立人の努力に応えていない、ことが強力な証拠となる。よって、登録者は本件ドメイン名を用いて、そのウェブサイトの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨について、申立人の標章との混同の虞を生じさせることにより、商業的利益を得る目的で、自らのサイトにインターネット使用者を意図的に引き寄せたと認められる。

ドメイン名紛争事例集（19）

紛争ドメイン名	easy-jet.net		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0398		
申立日	2000年5月8日	裁定日	2000年6月22日
申立人	Easyjet Airline Company Limited.（英国）		
相手方	Stephan B. Harding（英国）		
裁定結果	ドメイン名の移転を認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、1995年3月17日に現在の名称で設立された英国の航空会社で、幅広く広告・宣伝されており、航空券の約60%を自らのウェブサイトを通じて販売している。また、EASYJET 商標について、英国を始め各国で商標権者となっており、EASYJET を含むドメイン名を幾つも取得している。</p>		
裁定の要旨	<p>パネリストは本件ドメイン名が、申立人の商標と実質的に同一であり、従って混同を引き起こすほど類似していること、及び登録者に本件ドメイン名に関して何らの権利又は正当な利益がないことを認めたが、以下のとおり不正の目的を認めなかった。</p> <p>まず、登録者は、本件ドメイン名の登録の時点までに申立人の商号及び商標を聞いたことはなかったと主張している。本件ドメイン名が登録された2000年2月の時点で、登録者が広告看板を見たり、友人・客・同僚・家族と通常どおり接触する間に、申立人の活動について了知した可能性は高いが、申立人はそれを証明していない。</p> <p>仮にそれが証明されたとしても、登録者が本件ドメイン名を販売しようという意図していたという証拠はない。登録者のサイトには本件ドメイン名の販売の申し出はなく、登録者は本件ドメイン名を販売するため申立人の調査員とコンタクトを取ったとは認められない。登録者は、法的紛争の可能性について知った後、販売を考えたと述べているが、販売のための努力は認められない。従って、販売等の目的での登録・取得の事実は認められない。</p> <p>また、申立人の報告書には、登録者はその他のドメイン名を登録していないと記載されている。登録者がサイバースクワッティング行為を行っていたという証拠や、有名な商標を含むドメイン名を、利益を得るために幾つも登録していたという証拠はない。</p> <p>さらに、本件ドメイン名が申立人のサイトを示していないことが申立人にとって不都合であることは疑う余地もないが、登録者が申立人の業務を妨害する目的で、または混同させることを意図して、本件ドメイン名を登録したという証拠はない。以上より、不正の目的を認めることはできない。</p>		

ドメイン名紛争事例集 ( 20 )

紛争ドメイン名	fuji.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0409		
申立日	2000年3月9日	裁定日	2000年7月2日
申立人	Fuji Photo Film Co., Limited (日本); Fuji Photo Film USA, Inc. (米国)		
相手方	Fuji Publishing Group LLC (米国)		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消を認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人 Fuji Photo Film USA, Inc. は、申立人 Fuji Photo Film Co., Limited の米国子会社である。</p> <p>申立人は、FUJI の商標を世界中で多数登録しており、FUJI の標章を、米国を始め世界中で 50 年近く使用している。</p> <p>登録者の本件ドメイン名の登録年月日は不明であるが、申立人の Network Solutions Inc. (NSI) に対する申立により、1996 年 5 月から「Hold」の状態となっている。</p> <p>登録者は、1992 年から、Fuji Interactive や Fuji Publishing の名で煙草やワイン業界に関するウェブサイトのデザイン等を手がけ、その分野ではリーダー的立場にあった旨主張している。</p>		
裁定の要旨	<p>申立人は、本件手続において登録者のウェブサイトを証拠として引用しているが、登録者のウェブサイトは、登録者が「世界中のより素晴らしい生活用品」をもたらしていることを示しており、また Fuji 蒸留酒、Fuji ワイン、Fuji タバコなどの商品に関連するサイトであることが明らかである。</p> <p>登録者は、FUJI の名をソフトウェアシステムのグループ企業の名称として 1992 年から使用してきたこと、また登録者がその時から歯科や病院用のソフトウェア製品の設計を行ってきたこと、さらに登録者がウェブサイトのデザインとタバコ業界における事実上のリーダーとなったことを主張しているところ、証拠によれば、登録者が 1992 年から、申立人に取引の権利がある商品またはサービス以外の分野で、Fuji の名称を使用しまたは使用して取引を行っていたことが認められる。</p> <p>申立人は、FUJI の商標権を有するが、これは登録人の提供するインターネットサービス、ソフトウェア等の商品またはサービスの分野を包含するものではない。</p> <p>以上 ~ によれば、登録者が本件ドメイン名を使用する権利または正当な利益がないとは言えず、また申立人は立証責任を果たしていない。</p> <p>したがって、登録者に不正の目的があるか否かは判断を要せず、本件ドメイン名の移転を認めることはできない。</p>		

ドメイン名紛争事例集（ 2 1 ）

紛争ドメイン名	Bridgestone-firestone.net		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0190		
申立日	2000年3月20日	裁定日	2000年7月6日
申立人	Bridgestone Firestone, Inc.（米国） Bridgestone/Firestone Research, Inc.（米国） Bridgestone Corporation（日本）		
相手方	Jack Myers（米国・個人）		
裁定内容	ドメイン名の移転を認めない。		
紛争の概要	<p>申立人らは、Bridgestone と Firestone の商標、及びそれらを様々に置換した一連の商標を 1921 年から 1999 年にかけて登録している。</p> <p>登録者は、1999 年 8 月 28 日に本件ドメイン名を登録した。登録者は、申立人らの関連会社の元従業員で、本件紛争当時は退職金の受給者となっており、1990 年以降、退職金の支払に関して申立人との間で争っている。</p>		
裁定の要旨			

裁定は、本件ドメイン名と申立人らの商標は、同一または混同を引き起こすほど類似していると認めたとしたが、登録者は本件ドメイン名に関して、正当な使用及び言論の自由（free speech）の権利または利益を有しており、かつ、登録者は不正な目的で本件ドメイン名を登録・使用したものではないとして、申立人による本件ドメイン名の移転の請求を却下した。

#### 正当な利益

登録者は、本件ドメイン名を、申立人らについての批評・論評のためのウェブサイトを示すものとして使用しており、その使用は、正当な非商業的使用であり、フェア・ユースである。本件では、登録者の主要な目的は商業的利益を得ることではなく、申立人を批判するという言論の自由を行使することであった。登録者は .com ドメインを使用しておらず、ユーザーを自らのウェブサイトに誤導してはいない。しかも、登録者の本件ドメイン名の登録・使用が、申立人を商業上害したとは認められず、登録者の .net ドメインの使用によっても、申立人がインターネットで商業上の存在を知らせることは妨げられない。申立人は、商標.net ドメインが、登録者により登録される前に、かかるドメインを登録しないことを決定していた。申立人が使用できるドメイン名の組み合わせは無数にあるのだから、主要な .com ドメイン以外の組み合わせの一つを、批評目的で使用することは、正当な非商業的使用であり、フェア・ユースである。

#### 不正の目的

登録者のウェブサイトでは、申立人らが退職金を支払った場合は、その価格で本件ドメイン名を移転するとの記載があるが、本件ドメイン名の販売は登録者による本件ドメイン名の登録・使用についての主要な目的ではなかった。本件ドメイン名の登録時点における登録者の主要な目的は、むしろ、申立人らを批判する言論の自由を行使することにあった。そして、正当な理由及び言論の自由の行使を証明する事実は、不正な目的の認定を打ち消すものである。

ドメイン名紛争事例集（ 2 2 ）

紛争ドメイン名	sting.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0596		
申立日	2000 年 6 月 13 日	裁定日	2000 年 7 月 24 日
申立人	Gordon Sumner（イギリス）		
相手方	Michael Urvan（米国）		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消を認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、世界的に有名なミュージシャンであり、「STING」の名前、商標及びサービスマークの下で 20 年間以上、質の高い音楽サービスを提供してきた（ただし、商標登録はしていない）。遅くとも 1978 年以來、約 20 のアルバムに関連して、STING の商標を独占的かつ継続的に使用し、また世界各地のコンサートでも同様に商標を使用している。</p> <p>登録者は、1995 年に本件ドメイン名を登録した。申立人の代理人から連絡を受けるまで、本件ドメイン名を使用していなかったが、連絡を受けた後、本件ドメイン名について、個人間の銃器の売買を助成する「GunBroker.Com」という別のウェブサイトへのリンクを設けた。</p> <p>登録者は、申立人に対し、本件ドメイン名の売却を提案した。</p> <p>登録者は、上記提案後、本件ドメイン名に係るウェブサイトを頻繁に変更し、時には、申立人に関連する（ただし申立人に承認を受けていない）ウェブサイトへのリンクが行われていた。</p>		
裁定の要旨			

申立人は、STING の商標を登録しているわけではなく、また未登録の商標権やサービスマークの使用権を有するとの主張も行っていない。しかし、登録された商標権や申立人が「所有する」商標のみならず、「申立人が権利を有する」商標やサービスマークであれば本処理方針の適用がある。申立人は、STING の名で世界的に知られた芸能人であると認められるが、本処理方針は、(商標やサービスマークとは異なる) 個人的権利については適用されないと解される。STING は申立人の氏名とも異なり、かつ多様な意味で日常的に使用される英語でもあるから、本処理方針の適用の射程外である。

登録者は、sting の語を含む世界的なインターネットゲームのサービスのために本件ドメイン名を使用していると主張するが、sting の語はサイバースペース上で多数の人間が使用する汎用的な語であり、上記のように登録者が使用している事実が、登録者が本件ドメイン名を使用する権利または正当な利益を有するとの根拠とはならない。また、<http://www.sting.com> という URL のウェブサイトを開設する準備を行っていたとも主張するが、かかる使用が、本件ドメイン名を商品またはサービスの善意での提供に関連したものであるとの証拠はない。

申立人は、登録者が本件ドメイン名を US \$ 25,000 での売却を提案したと主張するが、何ら証拠を提出していない。登録者は、売却を申し出たことは認めるが、それは申立人が登録者からの提案を要請したからであると主張する。登録者が売却を申し出たこと自体が認められるとしても、それは不正の目的の立証とはならない。

本件ドメイン名に係るウェブサイトが「GunBroker.com」というウェブサイトとリンクしていることをもって、本処理方針第 4 節 b (iv) の条項に該当するとは認められないし、申立人もこの点に関する証拠を提出していない。一方、登録者は、上記リンクが一時なされていたことを認めつつ、それがウェブサービスプロバイダーのミスによるものであることについて証拠を提出している。かかる証拠は、商業的利益を得る目的でインターネット利用者を引き寄せる意図はなかったとの登録者の主張と一致する。

申立人は、Telstra Corporation Limited の事件 (WIPO Case No. D2000-0003) を引用し、利用者の利益や申立人の商標法上の権利を侵害するようなドメイン名の使用等の行為はしてはならない、と主張する。しかし、上記事件では、対象となっている商標は創作的な言葉であったのに対し、本件の sting は多数の意味を有する、通常の英語である。したがって、上記事件の基準はあてはまらない。

ドメイン名紛争事例集 ( 2 3 )

紛争ドメイン名	GAMEBOY.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0588		
申立日	2000年6月12日	裁定日	2000年8月1日
申立人	Nintendo of America Inc. ( 米国 )		
相手方	Max Maximus ( 米国 )		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、GAME BOY として知られているビデオゲームシステムに関する様々な知的所有権を有しており、米国及び日本を含む多数の国において「GAME BOY」との登録商標を有している。</p> <p>申立人は、1998年4月15日、「GAME BOY.com」とのウェブサイトを登録している。</p> <p>本件ドメイン名は、1999年12月11日、登録者によって登録されている。</p> <p>申立人は、2000年3月20日ころ、申立人の顧客から本件ドメイン名を使用したウェブサイトについて指摘を受けたところ、当該ウェブサイトには、性的好奇心を惹起するような幼い少年の写真が掲載されていた。</p> <p>登録者は申立人標章の使用権限を何ら有しないため、申立人は、登録者に対し、2000年3月30日ころ、本件ドメイン名の使用の禁止と申立人への移転を求める通知をした。</p> <p>登録者の代表者は、申立人に対し、2000年5月4日付 E-mail において、本件ドメイン名を\$100,000 にて売却する旨申し入れた。</p>		
裁定の要旨	<p>本件ドメイン名は、申立人登録商標と混同を引き起こす程度に類似している。</p> <p>「GAME BOY」という名称に対する申立人の権利ないし正当な利益は、明らかに長期にわたって存続し、かつ、確立されたものであり、登録者は本件ドメイン名に対して如何なる権利も正当な利益も有しないことが認められる。</p> <p>本件ドメイン名を使用したウェブサイトは、ビデオゲーム機を掲載しており、これは、混同を引き起こす程度の名称とともに、当該ウェブサイトが GAME BOY ないし申立人と関係があるかのような印象を与えている。</p> <p>登録者の代表者は、申立人に対し、当該ウェブサイトを\$100,000 で売却する旨申し出ている。</p> <p>当該サイトに掲載されている画像は、当該サイトと申立人登録商標ないしその他の権利とを不法かつ不適切に結びつけようとするものである。</p> <p>以上 ~ の事実によれば、本件ドメイン名が不正の目的をもって登録されたことは明らかである。</p>		
備考	登録者から答弁書は提出されていない。		

ドメイン名紛争事例集（24）

紛争ドメイン名	ereuters.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0670		
申立日	2000年6月23日	裁定日	2000年8月4日
申立人	Reuters Limited（イギリス）		
相手方	Ghee Khaan Tan（シンガポール）		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人及び申立人が形成するグループは、ニュースや情報の提供で世界的に著名であり、長年にわたり、申立人の名称や「REUTERS」というマークを登録商標として所有してきた。</p> <p>登録者は、メイドサービスの提供を事業とする会社であり、2000年3月21日、申立人の許可を得ずに、本件ドメイン名を登録した。</p> <p>申立人は、登録者による本件ドメイン名の登録を知り、登録者に対し、申立人の許可を得ない本件ドメイン名の登録・使用は、不公正なものであり、これにより、申立人は、10万ドルの損害を被ったことから、直ちに、本件ドメイン名を申立人に移転するよう要求した。</p> <p>これに対し、登録者が、申立人の事業と登録者の事業とは異なるものであり、申立人の主張を認めることはできないなどと主張したため、申立人は、登録者が、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨			

「ereuter.com」という部分は、発音において「Reuter.com」と似ており、本件ドメイン名は、申立人の登録商標と酷似していないとは言えない。

登録者が申立人から異議を伝える通知が到達した後に、本件ドメイン名を使用するに至っていることに鑑みると、登録者において、本件ドメイン名を使用する権利または正当な利益を有していたものということとはできない。

しかしながら、登録者は、申立人に対し、本件ドメイン名を売却しようとしたこともないし、また、申立人の競業者でもない。

申立人は、オンラインサービスを提供することを公表した正に同時期に、登録者が、本件ドメイン名を登録した事実を捉え、登録者に「不正の目的」があった旨の主張をするが、この裁定が行われる時点においても、申立人のオンラインサービスの提供に関しては、その詳細は、未だ明らかになっておらず、この点に関する申立人を採用することはできない。

登録者が利益を得るために、意図的に、申立人があたかも登録者の事業に關与しているかのようなサイトを設立して、利用者にその主体の混同を生じさせたりしたという事実を見出すこともできない。

したがって、本件ドメイン名が、申立人の登録商標に酷似しており、登録者において、本件ドメイン名を使用する権利または正当な利益を有していたものということができないとしても、登録者において、「不正の目的」の下、本件ドメイン名を登録したものと認めることはできない。

ドメイン名紛争事例集 ( 25 )

紛争ドメイン名	itelia.net , itelia.org 他 242 件		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0599		
申立日	2000 年 6 月 14 日	裁定日	2000 年 8 月 8 日
申立人	Telia AB ( スウェーデン )		
相手方	Alex Ewaldsson , Brigitta Ewaldsson ( スウェーデン )		
裁定内容	移転 ( 本件 244 件のドメイン名のうち、itelia.org を除く 243 件について )		
紛争の概要	<p>申立人は、移動通信などのサービスを提供するスウェーデンの国営有力企業である。米国など、世界 30 カ国以上の国において「TELIA」の商標登録を行っている。登録者は、申立人の登録商標である「TELIA」を含む非常に多数のドメイン名を登録している。</p> <p>申立人は、登録者が申立人に対して、本件ドメイン名 1 件について各 US\$14,500 を支払うよう要求したこと等から、登録者は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>問題となっている本件ドメイン名は、いずれも "telia" という語を含むものであるから、本件ドメイン名は、本件ドメイン名によって開設されたウェブサイトを見た者をして、それが申立人の開設したウェブサイトであると考えさせる程度に酷似しているものといえることができる。</p> <p>また、申立人が先に登録した登録商標等から、登録者が本件ドメイン名を登録するにあたり、申立人が「TELIA」の登録商標を有していること、また「TELIA」の名称のもと、広く評価を得ていることについて認識していなかったということは考えられない。</p> <p>加えて、登録者が申立人に対して、本件ドメイン名一件について各 US\$14,500 を支払うよう要求したことからすれば、登録者は、本件ドメイン名を「不正の目的」( In bad faith ) で登録、使用しているものというべきである。</p>		
備考	<p>申立人は、itelia.org というドメイン名も、登録者によって、登録されている旨主張したが、登録機関の確認によれば、当該ドメイン名の登録はなかったことが判明した。それ故、当該ドメイン名については、申立人への移転は認められなかった。</p>		

ドメイン名紛争事例集（26）

紛争ドメイン名	jal.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0573		
申立日	2000年6月8日	裁定日	2000年8月21日
申立人	Japan Airlines Company Limited（日本国）		
相手方	TransHost Associates, JAL Systems / John A Lettelleir（米国）		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、著名な国際航空会社である。米国において「JAL」及び「JAL」を含む多数の商標登録を行っている。</p> <p>本件ドメイン名に対応するメールアドレス宛に、申立人の顧客等から、多数のメールが誤って送信されている。</p> <p>JAL Systems は、少なくとも 1995 年 1 月 21 日以降からは、本件ドメイン名を登録し、ドメイン名の所有者となっている。</p> <p>申立人は、登録者が申立人に対して、本件ドメイン名の対価として US\$50,000 を支払うよう要求したこと等から、登録者は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名に対応するメールアドレスへメールが送られてきていることから、本件ドメイン名が申立人の顧客等に混同を与えていることは明らかである。しかし、登録者の提出する証拠の示すところによれば、登録者は、申立人の顧客等に申立人のメールアドレスを教えている。

「JAL」が登録者の真のイニシャルであることには疑いがない。インターネットが今日のように商業的に普及していない 1993 年に、本件ドメイン名が選択 (choice) されたことについて争いがない。また、本件ドメイン名が登録者の登録した唯一のドメイン名であることについても争いがない。これらの事実から、申立人が登録者の「不正の目的」による登録を立証することは、困難である。

申立人の「登録者が JAL という言葉を疑いなく知っている上で、申立人の JAL 商標と関連付けている」という主張は、本件ドメイン名が、登録者と何らの関連も有していない場合であれば、説得力を持つ。しかし、ドメイン名と登録者の間には正当な関連があり、この主張は認められない。また、登録者が、1993 年の時点で、本件ドメイン名が、将来然るべき価値を有するようになることを予見していたならば、潜在的に値上がりが期待される他のドメイン名についても予見し得たであろうし、本件ドメイン名以外のドメイン名についても登録も行っていたはずである。登録者が自己のイニシャルに関連するドメイン名のみを登録したことは、「不正の目的」の無いことを示す証拠となる。

登録者が、申立人に対して、本件ドメイン名の売却を望んだことは明らかである。しかし、本件ドメイン名の登録が善意であったことを考慮すると、その後、事後的に売却の申入がなされたとしても、そのこと自体が「不正の目的」を構成することにはならない。

「登録者は、申立人の業務を妨害すると脅迫した」という申立人の主張は、根拠がないと考えられる。登録者が提示した証拠は、申立人の主張とは逆であり、申立人の顧客を申立人のウェブサイトへ導くよう、労力を割いていることを示している。

備考

John A Lettelleir は、本件ドメイン名の請求書の名宛人 (Billing Contact) として登録されていたものであり、JAL Systems と同一の住所を有する。本件の答弁は、John A Lettelleir の代理人によって行われている。

ドメイン名紛争事例集 ( 27 )

紛争ドメイン名	Wallstreetjournaleurope.com 他 3 件		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0704		
申立日	2000 年 6 月 29 日	裁定日	2000 年 9 月 4 日
申立人	Dow Jones & Company, Ink / Dow Jones LP of New York ( 米国 )		
相手方	The Hephzibah Intro-Net Project Limited ( 米国 )		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人 Dow Jones &amp; Company, Ink は、The Wall Street Journal 等の経済誌で世界的に有名な出版社である。米国等において「Wall Street Journal」を含む多数の商標登録を行っている。</p> <p>申立人は、2000 年 1 月に、登録者によって、本件ドメイン名が登録されていることを知り、使用の中止と登録の取消しを登録者に求めたが、容れられなかったことから、登録者は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用しているものである等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>本件ドメイン名はいずれも、「Wall Street Journal」という申立人の名称の本質的な部分を有しており、本件ドメイン名は、申立人の持つ登録商標と同一または酷似しているといえることができる。</p> <p>登録者は、長い綴りからなるウェブサイトを作成する指導をすることを活動内容とする非営利組織ではあるものの、本件ドメイン名で一般的に知られている存在ではなく、かかる点などからすれば、登録者が、本件ドメイン名を正当な権利または利益をもって、登録したものと評価することはできない。</p> <p>その上で、申立人は、登録者が、申立人に不当に高価に売り付けることを主たる目的として、本件ドメイン名を取得したと主張する。</p> <p>そして、確かに登録者には、申立人に対して、1つのドメイン名について、99 ポンドの対価を要求した事実がある。</p> <p>しかし、登録者の対価の要求は、申立人の登録者に対する売渡要求に対応する形で行われたものであり、いわば、申立人との交渉過程の中で行われたものと言える。</p> <p>とすれば、かかる事実をもって、登録者が、「不正の目的」のもとで、本件ドメイン名を登録したことを立証することはできない。</p> <p>登録者は、失業者を対象として、長い綴りからなるウェブサイトを作成する指導をすること等を活動内容としている非営利組織であることから、その活動のために現に長い綴りからなるドメイン名を選択したという主張は、あながち信用に値しないものとも言えない。</p> <p>申立人は、登録者の主張する登録者の活動が、真実行われているものなのか否か、また、その活動が、長い綴りからなるドメイン名を取り扱うものなのか否かという点について、何ら疑問を呈していない。この点でも、登録者が、「不正の目的」で本件ドメインネームを登録したということとはできない。</p>		

ドメイン名紛争事例集 ( 28 )

紛争ドメイン名	mymmp3.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0579		
申立日	2000年6月9日	裁定日	2000年9月22日
申立人	mp3.com Inc, (米国)		
相手方	Sander & Associates (韓国)		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、「mp3.com」という非常に有名なウェブサイトを有し、ユーザーが自分の音楽ファイルをアップロードして保存、アクセス等ができるインターネットサービスを行っている。また、「my.mp3.com」という商標を1999年5月ころから使用している(ただし商標登録の証拠はない)。</p> <p>登録者は、各種のコンピューター・スクリーン・セイバーをダウンロードできるウェブサイトを運営しており、1998年10月1日に本件ドメイン名を登録した。</p> <p>申立人は、本件ドメイン名を取得しようと、登録者との間で2000年2月ころから6月ころまで交渉していた。</p> <p>なお、MP3とは、デジタル情報を圧縮し、保存スペースを減らす方法をいい、今日では、インターネットでダウンロードが可能な音楽ファイルを示すものとして事実上のスタンダードになっている。また今日、MP3適応のウェブサイト等は周知であり、幅広く利用されている。</p>		
裁定の要旨	<p>本件ドメイン名の「mymmp3.com」が「my.mp3.com」と同一または混同を引き起こすほど類似しているかについては、両者は実質的に同一であると認められる。</p> <p>MP3はデジタル情報の圧縮・移転方法を示す頭文字(イニシャル)として定着しており、MP3に関するビジネスを行う上でMP3という用語を用いている者はすべて正当な利益を有しているといえる。登録者は申立人が「my.mp3.com」を最初に使用する約7ヶ月前に、本件ドメイン名を登録しており、申立人が登録者には権利または正当な利益がないと主張するのは困難である。さらに、「my」や「mine」という英語の意味は周知であり、「MP3」と共に用いられれば、ユーザーがMP3を個人的に用いることが出来ることを表すことは明らかである。登録者のウェブサイトでは、特定のミュージシャンのスクリーンセイバーをダウンロードすると、その人の音楽が流れるようになっており、登録者はMP3型技術を正当に使用していると考えられる。</p> <p>本件ドメイン名が登録された1998年10月1日の時点において、登録が不正の目的でなされたことを示す説得力ある証拠はない。MP3という用語の記述的な性質、「my」及び「myMP3」という用語が使用される傾向、及び登録者のウェブサイトから音楽クリップをダウンロードする際にMP3型のプロセスが明らかに用いられていることに鑑みると、登録者が不正な目的で登録、使用したとは認められない。</p>		

ドメイン名紛争事例集 ( 29 )

紛争ドメイン名	10-10-811.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-1092		
申立日	2000年8月18日	裁定日	2000年9月28日
申立人	VarTec Telecom, Inc. (米国)		
相手方	Jim Olenbush (米国)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、Dallas に営業所を有する Texas 州法人であり、1998年1月5日ころ、テレコミュニケーションサービスを提供するために、サービスマークである「10-10-811」を使用し始めた。</p> <p>申立人は、米国において、「10-10-811」との商標を登録出願中であると主張している。</p> <p>登録者は、1999年10月5日、本件ドメイン名を登録した。</p> <p>登録者は、申立人に対し、1999年11月15日ころ、本件ドメイン名の売却を申し入れる E-mail を送付した。</p>		
裁定の要旨	<p>申立人が「10-10-811」との商標を登録出願中であることの立証はなく、また、登録者が本件ドメイン名を登録する1年半以上前からテレコミュニケーションサービスを提供するために申立人は本件ドメイン名を使用し始めていたという点についてもほとんど立証はない。しかしながら、1999年11月ころには申立人がサービスマークとして「10-10-811」を使用していたことは認められる。また、登録者は、当該サービスマークのことを知っており、さらに登録者は、本件ドメイン名と申立人及びそのテレコミュニケーションサービスとを公衆が混同していることを知っていたものと認められる。したがって、本件ドメイン名は申立人が権利を有する商標と同一または混同を引き起こす程度に類似であることが認められる。</p> <p>申立人は、登録者に対し、本件ドメイン名を使用する何らの権利も付与しておらず、この点について登録者の反論はない。したがって、登録者は、本件ドメイン名について、権利も正当な利益も有していないと認められる。</p> <p>登録者は、申立人に対し、1999年11月15日、本件ドメイン名を売却する旨申入れを E-mail により行った。</p> <p>登録者は、上記 E-mail において、公衆が本件ドメイン名と申立人ないし申立人の提供するサービスとを混同している旨指摘しており、本件ドメイン名が申立人の営業を混乱させていることを登録者が認識していることは明らかである。</p> <p>上記の事実から、登録者は、本件ドメイン名の取得に要した費用を超える対価にて本件ドメイン名を売却するためにこれを登録したものであり、不正の目的をもって本件ドメイン名を登録したことが認められる。</p>		
備考	登録者から答弁書は提出されていない。		

ドメイン名紛争事例集 ( 30 )

紛争ドメイン名	MARUBENI.COM, MARUBENI.ORG		
裁定機関	National Arbitration Forum		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	FA0008000095418		
申立日	2000年8月16日	裁定日	2000年10月2日
申立人	Marubeni Corporation (日本)		
相手方	Eagle Data Limited (香港)		
裁定結果	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、日本に本店を有する著名な国際的商社であり、日本において多数の MARUBENI との登録商標を有し、米国においても marubeni との商標を出願している。</p> <p>申立人は、ニューヨーク州に 100%子会社である Marubeni America Corporation を有している。</p> <p>MARUBENI との標章は、アメリカ合衆国において 1951 年以来、商標ないし商号として申立人により使用されており、また、申立人、Marubeni America Corporation 及びその関連会社により、アメリカ及び日本を含む世界の多くにおいて、商号の主要部分として使用されている。</p> <p>申立人は、「marubeni.co.jp/home/english/index.html」とのドメイン名を保有し、Marubeni America Corporation は「marubeni-usa.com」とのドメイン名を有している。</p> <p>登録者は、香港に所在するインターネットコンテンツ会社である。</p> <p>登録者は本件ドメイン名を使用していない。</p> <p>登録者は、登録者が申立人の従業員であったときに、本件ドメイン名をサイバースクワッターから防御するために登録した旨主張している。</p>		
裁定の要旨	<p>登録者は、本件ドメイン名が申立人登録商標と同一または混同を引き起こすほどに類似であることを認めている。</p> <p>登録者は、1 年以上にわたって本件ドメイン名によるウェブサイトを運営している旨主張しているが、登録者が Marubeni との標章により一般的に知られていること、あるいは登録者が本件ドメイン名を正当に商業的ないし非商業的に利用していることも主張立証しておらず、登録者は本件ドメイン名について権利または正当な利益を有していない。</p> <p>登録者は、ドメイン名を登録してこれを売却することに従事しており、最近において、あるドメイン名を\$188,000 で売却しようとしている。他人の商標権を侵害するドメイン名を実費を超えた価額で売却しようとすることは、不正の目的の証左である。</p> <p>登録者は、他のドメイン名を使用していない。</p> <p>上記 の事実によれば、登録者には不正の目的が認められる。</p>		

ドメイン名紛争事例集 ( 3 1 )

紛争ドメイン名	madonna.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-0847		
申立日	2000年7月21日	裁定日	2000年10月12日
申立人	Madonna Ciccone ( 米国 )		
相手方	Madonna.com; Dan Parisi ( 米国 )		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、有名な女優 Madonna であり、「MADONNA」の商標を米国において登録している。</p> <p>登録者は、ウェブサイトの運営を業としているが、1998年5月頃、Whitehouse.com, Inc.を通じて、本件ドメイン名を Pro Domains より2万ドルで購入した。また、登録者は、MADONNAの商標をチュニジアで登録した。</p> <p>登録者は、1998年6月頃、「adult entertainment portal web site」の運営を開始した。同サイトは、性描写の写真や文章で表現されるとともに、「Madonna.comはカトリック教会、マドンナ大学、マドンナ病院及び歌手マドンナと提携関係になく、またこれらにより是認されたものでもありません」との注意書きが記載されていた。</p> <p>1999年3月4日までに、登録者は、上記ウェブサイトから性的コンテンツを削除し、同年5月31日の時点では、上記ウェブサイトは上記注意書きと、本件ドメイン名及び「Coming soon Madonna Gaming and Sportsbook」なる言葉だけが残っていた。</p> <p>1999年に申立人の代理人が、登録者に対し、本件ドメイン名の使用に異議を述べたのに対し、登録者は、ウェブサイトは実質的に閉鎖しており、現在本件ドメイン名を寄附する手続きを行っているとは回答した。</p> <p>登録者は、申立人からの異議を受けた後、Madonna Rehabilitation Hospital なる病院への本件ドメイン名の譲渡に関して、同病院と接触していた。</p>		
裁定の要旨			

登録者は、なぜ本件ドメイン名を選んだか、なぜ本件ドメイン名を2万ドルで譲り受けたか、なぜ本件ドメイン名が性的なウェブサイトを利用者を惹きつける価値があると思ったか、との点について、何ら説明を行っていない。また、ウェブサイトでは、madonna の定義付けを行おうともしていない。登録者の行為は、申立人の名声を利用して商業的利益を得る意図で行われたものと思われる。

登録者はウェブサイト上で免責文言を設けたが、不正の目的の認定を回避するには不十分である。第一に、インターネット利用者に無視されるか、誤解される可能性がある。第二に、登録者の行為による初期の混乱は払拭できない。かかる混乱は、申立人の権利の侵害を認定する根拠となる。

登録者は、「sting.com」に関する ICANN の裁定を拠り所としている。しかし、sting のケースでは、登録者が本件ドメイン名を取得する以前から Sting の名称を善意で使用しており、有名な歌手のグッドウィルを利用する目的は立証されていない。本件では、登録者が本件ドメイン名取得以前から madonna を使用していたとの証拠はなく、むしろ申立人のグッドウィルを利用する意図が証拠により認められる。

証拠によれば、登録者の本件ドメイン名の登録は、申立人の商標を.com ドメイン名として使用することを妨害するものであり、かつ、登録者のこのような妨害行為がパターン化している。登録者は、多数のドメイン名を登録し、その中には他人の氏名や商標と一致するドメイン名もある。

登録者は、申立人がすでに性的な創作活動を行っていることから、本件ドメイン名によって名声を汚されることはない、と主張する。しかし、登録者の行為は、申立人がコントロールしえず、かつ申立人の創作的意図や質的基準とは正反対の性的なコンテンツに関連するものであるから、やはり名声を汚されることとなるのであり、登録者の主張は失当である。

ドメイン名紛争事例集（32）

紛争ドメイン名	dw.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-1202		
申立日	2000年9月12日	裁定日	2001年1月2日
申立人	Deutsche Welle（ドイツ）		
相手方	DiamondWare Limited（米国）		
裁定内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、「DW」という頭字語を用いながら、事業を展開しているドイツのテレビ・ラジオ放送会社である。米国等において、「DW」の文字を含む多数の商標登録を行っている。</p> <p>登録者は、アメリカにおいて、少なくとも、1994年から、申立人同様、「DW」という頭字語を用いながら、ソフトウェアの開発を行っている会社である。</p> <p>申立人が、登録者による本件ドメイン名の使用に対して、抗議をしたところ、登録者は、申立人に対して、US\$3,750,000の対価の支払いを要求した</p> <p>そこで、申立人は、登録者が申立人に対して、本件ドメイン名の対価を支払うよう要求した事実等をあげて、登録者は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨			

登録者は、過去2年以上にわたり、そして、申立人からの最初の抗議があった前から、商品やサービスを提供している。そして、本件ドメイン名は、登録者の登録商標のイニシャルであるとともに、本件ドメイン名の登録は、申立人のドイツ国外での商標登録に優先して行われている。

かかる事実を照らせば、2000年7月に申立人から、抗議文を受領するまで、申立人の存在を知らなかったという登録者の主張は、これを認めることができる。

申立人は、登録者が申立人に対して本件ドメイン名の売却を申し出たという事実こそ、登録者が、「不正の目的」で本件ドメイン名を使用することの証左である、と主張する。

しかし、登録者が、多額の対価を要求しつつ、ドメイン名の売却を申し出たという事実があったこと、それだけを捉えて、登録者において、「不正の目的」を有していたものと評価すべきではない。

確かに、そのような事実が、登録者において、「不正の目的」を有していたことを立証する証拠の一つになることはあるかもしれないが、その事実だけをもって、登録者において、「不正の目的」を有していたことを立証する決定的な証拠とすることはできないのである。

なぜなら、現に、ドメイン名が最も高額で売却された事例のうち、そのいくつかの事例は、ドメイン名が、一般的な名称であるものであったという事実があり、また、一般に、2文字と「.com」とから成るドメイン名は、非常に価値のあるものと考えられているからである。

いずれにしても、本件ドメイン名の潜在的な営業上の価値に鑑みれば、本件において、登録者が申立人に対し、本件ドメイン名を移転することについて相当の対価を要求することには、十分な理由があるということができる。

以上の点に鑑みれば、登録者において、「不正の目的」のもと、本件ドメイン名を登録、使用したことを認めることはできないというべきである。

#### 備考

以上のほか、本件では、申立人は、本件申立の時点において、登録者がウェブサイト上で本件ドメイン名を使用し、善意で商品やサービスを提供していたことを知っており、また、本件ドメイン名の登録が申立人のドイツ国外での商標登録に優先して行われていたことを知っていたものであるから、むしろ、申立人こそが、「リバースドメインハイジャッキング」を試みたものであるとする登録者からの主張がなされた。

この点、パネルの意見は分かれたが、多数意見は、1994年の時点において、アメリカの会社である登録者が、ドイツの会社である申立人の存在に何故気付いておくべきであったのかという点について、申立人からは何らの証拠も提出されなかったこと等を理由に、登録者の上記主張を認めた。

これに対し、少数意見は、登録者が、申立人から抗議文を受け取った際に、ドメイン名の使用が善意であることを申立人に説明するなどしていれば、申立人は、本件申立に及ばなかったはずであるとして、登録者の主張を認めなかった。

ドメイン名紛争事例集 ( 3 3 )

紛争ドメイン名	nagatanien.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-1735		
申立日	2000年12月13日	裁定日	2001年2月26日
申立人	Nagatanien Co., Ltd. (日本)		
相手方	Interdealer (日本)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、日本における大規模食品会社のひとつであり、1999～2000年の総売上高は735億円を超える。申立人は、1953年以来、「Nagatanien」との名称を用いて、お茶漬け海苔、ふりかけ等の加工食品を製造販売している。</p> <p>申立人は、日本において、漢字あるいはアルファベット標記による「Nagatanien」との登録商標を15以上有し、「Nagatanien」との名称はテレビ等のメディアを通じて40年以上にわたって広く広告宣伝されている。また、申立人の登録商標は、A I P P I J a p a n作成の印刷物において、日本における著名商標に列挙されている。</p> <p>申立人は、「nagatanien.co.jp」とのドメイン名を有しており、当該ドメイン名を使用して、申立人の企業情報、採用情報等を含むウェブサイトを経営している。</p> <p>申立人は、本申立に先立ち、登録者の郵便アドレス及びE-mailアドレスに対して接触を試みたが、登録者からは何ら意味のある返答を得られなかった。</p>		
裁定の要旨	<p>申立人ドメイン名「Nagatanien」は、申立人による宣伝広告の結果として、日本における一般消費者、取引業者のみならずインターネットユーザーの間においても高い識別力を獲得しており、nagatanien.co.jpのドメイン名は、申立人登録商標と同様に強い顧客吸引力を有している。</p> <p>本件ドメイン名は、申立人登録商標及び申立人ドメイン名と要部が同一であり、申立人登録商標と混同を引き起こすほどに類似している。</p> <p>登録者が本件ドメイン名を実際に使用している事実は認められない。</p> <p>本件ドメイン名と、申立人ドメイン名「nagatanien.co.jp」及び申立人の登録商標とが類似していることからすると、インターネットの利用者が申立人ウェブサイトと誤って登録者ウェブサイトへ接続することを登録者が期待しているものと考えられ、また、登録者は申立人の著名登録商標の高い認知度にフリーライドし、若しくはその識別力を毀損しているものと考えられる。</p> <p>登録者は、日本の有名企業の名称ないし商標を含む37個ものドメイン名を登録している。</p> <p>登録者は、申立人に対し、本件ドメイン名の移転についてその条件の提示を求め、Eメールを返信していることからすると、登録者が本件ドメイン名を売却する目的で登録したことが推測される。</p> <p>登録者は、自らの連絡先について十分な情報を開示しない。</p> <p>上記～の事実からすると、登録者が本件ドメイン名を不正の目的で登録したことは間違いない。</p>		

備考	
----	--

登録者から答弁書が提出されており、その要旨は 日本には申立人以外にも「nagatanien」との表示を含む会社が少なくとも2社存在し、申立人のみが本件ドメイン名を独占できるものではない、日本においては、ドメイン名を登録すること自体は商標法にも不正競争防止法にも抵触しない、というものである。これについては、登録者による本件ドメイン名の保持を基礎付けるものではない旨判示されている。

ドメイン名紛争事例集 ( 3 4 )

紛争ドメイン名	三共.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2000-1791		
申立日	2000年12月21日	裁定日	2001年3月23日
申立人	Sankyo Co., Ltd. (日本)		
相手方	Zhu Jiajun (中国)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、日本の著名な製薬会社であり、日本、中国、米国その他多数の国において、「三共 (SANKYO)」の商標を登録し、使用してきた。</p> <p>登録者は、2000年11月10日、本件ドメイン名を登録した。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名の他に、日本の他の製薬会社の商号や商標の重要な部分と同一である「塩野義.com」「田辺.com」などのドメイン名も登録している。</p> <p>申立人は、登録者が「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用していると主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>登録者は、本件ドメイン名の名称で一般に知られていない。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名を非商業的なウェブサイトで使用する目的で登録したとして、「Sankyo Art Salon」なるウェブサイトのコピーを証拠として提出した。しかしながら、かかる Salon の活動が財政的にどのように支えられるか、不明である。登録者は、Salon の創立者の名すら明らかにせず、その詳細に関する証拠を提出しないので、登録者の主張する Salon の活動は表面的であり、正当かつ公正な使用とは言えない。したがって、本件ドメイン名における登録者の正当な利益は認められない。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名の他に、「塩野義.com」「田辺.com」などのドメイン名を登録しているが、これらは、申立人と同業である日本の製薬会社の著名な商号または商標の重要な部分と同一である。このような著名な商号、商標を含むドメイン名を多数登録していることからすれば、登録者は、それら商号、商標を使用する特段の権利や正当な利益もなくそれらのドメイン名を獲得、確保しておくことを意図していたことが推測される。</p> <p>かかるドメイン名の獲得、確保により、登録者は、商標権者のドメイン名の使用を妨げ、これらドメイン名を高値で売却しうる機会を得ることとなる。</p> <p>以上 ~ の事実からすると、登録者が本件ドメイン名を不正の目的をもって登録し、使用しているものと認められる。</p>		

ドメイン名紛争事例集 ( 35 )

紛争ドメイン名	ダウケミカル.com		
裁定機関	Eresolution		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	AF-0747		
申立日	2001年2月23日	裁定日	2001年5月17日
申立人	THE DOW CHEMICAL COMPANY, INC. (米国)		
相手方	IRYU KEIEI KENKYUSHO LTD. (日本)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人及びその前任者は、1895年以來、THE DOW CHEMICAL COMPANY の名のもとに営業を行ってきており、様々な産業において 2400 種類を超える製品ラインを有している。</p> <p>申立人の年間売上高は、280 億ドルを超えており、また、その宣伝広告費は過去 10 年間のそれぞれの年度において 3 億ドルを超えている。</p> <p>申立人は、世界 160 カ国以上の国において、150 以上の子会社ないし関連会社を通じて、DOW ないし DOW CHEMICAL との名称のもとで事業を行っている。</p> <p>申立人は、「dowchemical.com」及び「dow.com」とのドメイン名を使用してウェブサイト運営しており、同ウェブサイトには、毎週数千のインターネットユーザーがアクセスしている。</p> <p>申立人は、DOW ないしこれを含む商標について、米国において約 65 以上の登録商標ないしサービスマークを有しており、また、全世界において、2200 以上の登録商標ないし商標出願を有している。また、日本においては、カタカナ表記によるものを含む 65 の「DOW」との登録商標を有している。</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名と申立人登録商標のうちカタカナ表記による「ダウケミカル」とは同一であり、また、登録者は本件ドメイン名は「daukemiaru」のカタカナ表記である旨主張するが（登録者はこれが相撲の技術である「打」「受け身」「かる」の造語である旨主張している。）DOW CHEMICALのカタカナ表記は「ダウケミカル」とであると認められ、かつ「daukemiaru」を発音した場合には、申立人の「DOW CHEMICAL」登録商標と混同を引き起こすほどに類似していると認められる。したがって、本件ドメイン名は、申立人登録商標と同一であるか混同を引き起こすほどに類似しているものと認められる。

登録者は、当初、本件ドメイン名を使用して日本語を解しない外国人のための支援サイトないし外国製品の監視サイトを構築するビジネスを行うことを意図している旨明らかにしていたが、その後、日本のよく知られた相撲を象徴として日本及び日本人を紹介するサイトを運営する予定である旨主張し、その主張は矛盾している。

登録者は、紛争前に本件ドメイン名を使用しないしその準備していたこと、登録者が本件ドメイン名にて知られていたこと、及び本件ドメイン名の正当な非商業的ないし公正な使用について何ら立証をしていない。

以上 の事実からすれば、登録者は、本件ドメイン名について、権利ないし正当な利益を有しないものと認められる。

登録者は、申立人代理人に対し、「工業所有権紛争解決センターがあることは知っています。その申立費用は18万円です。もし、あなたの目的が、依頼者の費用と時間を節約することにあるのであれば、あなたが別の方法を探ることを勧めます。」との内容を含む書面を出した。

登録者は、漢字表記による「mitsubishi.com」とのドメイン名を登録している。

登録者が相撲の技術用語として本件ドメイン名を登録したものであるという主張を信用することはできず、登録者は、カタカナ表記による申立人登録商標等と本件ドメイン名とが同一であることを知っていたと認められる。

登録者は本件ドメイン名を使用していない。

以上 ~ の事実からすると、登録者が本件ドメイン名を不正の目的をもって登録し、使用しているものと認められる。

ドメイン名紛争事例集（36）

紛争ドメイン名	丸三証券.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2001-0532		
申立日	2001年4月11日	裁定日	2001年6月15日
申立人	丸三証券株式会社（日本）		
相手方	武田克司（日本）		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、1910年創業の登録証券会社（資本金100億円）であり、東証の正会員である。申立人のウェブサイトは「03trade.com」である。</p> <p>登録者は、2000年11月11日、本件ドメイン名を登録した。</p> <p>登録者は、申立人に対して、本件ドメイン名の譲渡の申し出はしていない。しかし、登録者は登録の数日後、インターネット上のオークションで、本件ドメイン名を他の銀行・証券関係の数社のドメイン名と共に高額な価格を付して売却しようとした。本件ドメイン名のオファー価格は、1億円であった。登録者が登録したその他のドメイン名のオファー価格は、5000万円から1億円であった。</p> <p>申立人は、2001年2月20日に「丸三証券」の商標登録を出願した。</p>		
裁定の要旨			

申立人は本件ドメイン名にかかる商標権を出願中であり、商標権者となることを期待できる地位にある。ICANN 処理方針における「商標権」という用語は各国を通じて画一的に商標権に限定して解釈されるべきではなく、各国の法制度において「商標権と等価といえる表示や標識上の権利や法的利益」に拡大して解釈されるべきである。このように解すると、申立人の商標登録出願中の地位、証券会社名を含む商号、証券取引上の登録証券業者である地位は、総合すると商標権と等価である事業の表示や標識上の権利もしくは法的利益と解することが相当である。従って、本件ドメイン名は申立人が権利を有する商標又はサービスマークと同一であるかまたは混同させるような類似性を持つ。

次に、登録者は他人の商標もドメイン名に登録できることを強調しているが、登録者は個人であり証券業に従事することはできないので、本件ドメイン名である「丸三証券.com」を所有し使用する権利もなければ利益もない、といわざるを得ない。

登録者は本件ドメイン名を申立人に売却する申し入れはしていないが、登録後すぐにインターネットのオークションで本件ドメイン名を 1 億円の高額で売りに出している。さらに他の銀行や証券会社のドメイン名を同日に高額な価格で売りに出している。登録者は個人であり証券業に従事することはできないこと、他の企業が丸三証券名をその事業に使用することは許されないこと、オファーの相手方は結局申立人になることから、登録者は間接的に申立人に対して売却の申し入れをしていると解される。かかる、登録者の一連の行為は、個人的な楽しみのために本件ドメイン名を使用するという登録者の主張と相反するものであり、登録者による本件ドメイン名の登録と使用は信義則に反するものといわざるを得ない。

以上より、本件ドメイン名は申立人に移転するのが相当と解される。

ドメイン名紛争事例集 ( 37 )

紛争ドメイン名	Mercedesshop.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2001-0160		
申立日	2001年1月29日	裁定日	2001年6月18日
申立人	Daimler Chrysler (ドイツ)		
相手方	Donald Drummonds (個人、米国)		
裁定内容	ドメイン名の移転を認めることはできない。		
紛争の概要	<p>申立人は、世界的に著名な自動車会社であり、MERCEDES 商標について 1909 年から商標登録を有している。申立人は、商標を自動車やその部品等に用いており、その製品及び商標を、World Wide Web を含む幅広いメディアを通じ、世界規模で、多額の費用を投じて宣伝している。また、申立人は、自らのサイトを示す「mercedes.com」及び「mercedes-benz.com」のドメイン名を登録している。</p> <p>登録者は 1999 年 2 月 14 日に本件ドメイン名を登録した。登録者の維持するウェブサイトは、申立人の製品の技術者や所有者がその手入れ法、メンテナンス、性能について議論する場となっており、また、完全な権限を与えられた販売拠点を通じて入手した、本物のメルセデスの部品やカーアクセサリーを販売している。</p> <p>登録者は、そのウェブサイトにおいて、商標権を付与された (trademarked) メルセデスベンツのロゴを使用している。そのサイトは、申立人の製品や商標権を付与された車種番号も載せている。</p> <p>また、登録者のウェブサイトはそのホームの下に以下の放棄文言が記載されている。「Mercedes Shop は、『Mercedes』及び『Mercedes-benz』、3 点星のマーク、各種機種番号はダイムラー・クライスラー社の登録商標であると認識している。これらは、識別目的のみで用いられている。Mercedes Shop はダイムラー・クライスラー社といかなる関係も有しない。」</p>		
裁定の要旨			

登録者は、申立人の MERCEDES 商標に「shop」という言葉を加えて.com gTLD に登録しているが、かかる言葉を認知された商標に追加すれば、本件ドメイン名と申立人の商標が混同を引き起こすほど類似していることになるということは、これまでの裁定例でも認められている。

権利ないし正当な利益に関しては、「登録者が、この紛争についてのなんらかの通知を受ける前に、善意による商品またはサービスの提供を行うために、そのドメイン名を使用し、または明らかにその使用の準備をしていたとき」は、登録者に権利又は正当な利益があるとの ICANN 方針の規定(4(c)(i))の適用が問題となる。登録者が、本件ドメイン名の登録及びウェブサイトを設置する以前に、申立人の著名な標章について知っていたことは否定できない。しかし、登録者は申立人の自動車に関する情報センターの役割を担っており、申立人の自動車専用の部品やカーアクセサリを販売していて、Mercedes Shop というドメイン名はかかるビジネスを示している。このようなビジネスを行う上では、社会一般において申立人の自動車を意味する普通名称である「メルセデス」という言葉を使わないことは、困難である。また、登録者のウェブサイトには、明確な放棄文言が記載されている。しかも、登録者は、申立人から何らかの紛争の通知を受けることなく、2年以上もウェブサイトを運営している。従って、登録者に本件ドメイン名に関して権利ないし正当な利益がないとは認められない。

不正の目的に関しては、「登録者が、商業的利益を得る目的のために、そのウェブサイトまたは、そのウェブサイトで購入できる商品・サービスの、出所、スポンサー関係、取引提携関係、推奨について、申立人の標章との混同の虞を引き起こすことにより、インターネットユーザーをそのウェブサイトに意図的に引き寄せるためにドメイン名を使用した場合」(方針 4(b)(v))にあたるかが、本件で唯一問題となる。登録者のウェブサイトが現在、商業的利益を得る目的のために運営されていることは否定できない。しかしながら、申立人のメルセデスベンツ部門を検索しようというユーザーは、確実に、まず、「mercedes.com」又は「mercedes-benz.com」から入ると考えられ、「mercedesshop.com」から入るとは考えにくい。しかも、本件ウェブサイトには、申立人との提携関係について明確に否定する文言が記載されている。よって、不正の目的があったとは認められない。

備考

たとえ放棄文言があっても、ユーザーに対する当初の混同の虞は払拭できず、権利ないし正当な利益は認められないとの少数意見あり。

ドメイン名紛争事例集 ( 38 )

紛争ドメイン名	morinaga.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2001-0622		
申立日	2001年5月1日	裁定日	2001年6月28日
申立人	Morinaga&Co.,Ltd (日本)		
相手方	Jin Tong (米国)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、日本で最初の西洋製菓業者である。米国等で「MORINAGA」及び「MORINAGA」を含む多数の商標登録を行っている。</p> <p>Jin Tong は、少なくとも 1997 年 11 月 1 日に、本件ドメイン名を登録し、本件ドメイン名の所有者となったものの、ウェブページないしウェブサイト上で使用することはなかった。</p> <p>申立人は、登録者は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>		
裁定の要旨	<p>申立人の請求が認められるためには、本件ドメイン名が申立人の持つ登録商標と同一または酷似していること、登録者が本件ドメイン名に関し、権利または正当な利益を有していないこと、本件ドメイン名が不正の目的で登録、使用されていること</p> <p>を申立人において、立証する必要があるところ、</p> <p>本件ドメイン名は、申立人の登録商標と同一である</p> <p>登録者は、本件ドメイン名を登録したにもかかわらず、登録後ほぼ4年にわたり、本件ドメイン名を使用していないことから、本件ドメイン名に関し、権利または正当な利益を有していないといえる</p> <p>登録後、長期間にわたり、ドメイン名を使用しないという事実は、特段の事情のない限り、登録者がドメイン名に関し、権利または正当な利益を有していないことを推定させるのみならず、登録者において、不正の目的でドメイン名を使用していることをも推定させるものであるところ(2重の推定)、本件において、登録者には、かかる事情を見出すことができ、また、登録者は、本件ドメイン名のみならず、「1800superbowl.com」「1800visa.com」「yomiuri.net」のドメイン名を登録し、所有していることから、登録者は、不正の目的(in bad faith)で、本件ドメイン名を登録したものと推定することができる。</p> <p>以上より、本件では、申立人の請求を求めることが相当である。</p>		
備考	<p>登録後、長期間にわたり、ドメイン名を使用しないという事実は、特段の事情のない限り、登録者がドメイン名に関し、権利または正当な利益を有していないことを推定させるのみならず、登録者において、不正の目的(in bad faith)でドメイン名を使</p>		

用していることをも推定させるものであるという2重の推定は、本件決定に先行するPepsico,inc 対 Datasphere 事件 ( NAF Claim No FA0102000096695 ) において示されており、申立人も自己の主張を正当化するための規範の1つとして主張している。

ドメイン名紛争事例集 ( 39 )

紛争ドメイン名	産経新聞.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針		
紛争番号等	D2001-0620		
申立日	2001年5月1日	裁定日	2001年7月25日
申立人	Kabushiki Kaisha Sangyokeizai Shimbunsha (日本)		
相手方	Jg Kim (韓国)		
裁定内容	移転		
紛争の概要	<p>申立人は、1942年に設立された日本の新聞社であり、200万人の読者を有し、「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」等とともに主要な全国版の新聞社の一社である。日本において、「産経新聞」の商標を登録している。</p> <p>韓国の個人である Pilyun Kim は、2000年11月9日、本件ドメイン名を登録した。そのため、申立人は、日本において漢字による多言語ドメイン名が登録しうる初日に本件ドメイン名を申し込んだにもかかわらず、登録することができなかった。Pilyun Kim は、同じ日に、本件ドメイン名の他に、日本の他の著名な新聞社の商標を利用した「朝日新聞.com」「読売新聞.com」「毎日新聞.com」などのドメイン名も登録した。</p> <p>毎日新聞が、Pilyun Kim が「不正の目的」で「毎日新聞.com」を登録・使用していると主張して Wipo に紛争処理手続の申立を行うと、同人は、本件ドメイン名を登録者に移転した。</p>		
裁定の要旨			

本件ドメイン名の文字と申立人の「産経新聞」の商標とは、若干形が異なるが、漢字を使用する者から見れば、双方とも同一の意味及び発音を有するから、両者が同一であることは明らかである。また、申立人は、「international trademark right」を有する必要はない。

登録者は、この紛争についての通知を受ける前に、善意による商品またはサービスの提供を行うために本件ドメイン名を使用していたとの証拠はなく、また本件ドメイン名の名称で一般に知られていたわけでもない。その他、本件ドメイン名を使用する権利または正当な利益を示す証拠はない。一方、申立人は、韓国において自らの商標をライセンスしたことはないと明言している。したがって、本件ドメイン名における登録者の権利または正当な利益は認められない。

申立人は、「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」と並ぶ日本の著名な新聞社の一社であり、多くの諸外国においても知られている存在である。Pilyun Kim は、本件ドメイン名の他に、「朝日新聞.com」「読売新聞.com」などのドメイン名を同時に登録しているが、これらは、申立人と同じく日本の著名な新聞社の商標を使用しており、同人が、本件ドメイン名登録の際に、申立人が日本の著名な新聞社であることを認識し、不正の目的で本件ドメイン名を登録したことが推認される。

登録者は、Pilyun Kim から本件ドメイン名を承継した者であるが、本件ドメイン名が他者の権利を侵害する可能性があり、これによる責任を負う可能性のあることを認識して承継すべきである。また、登録者は、本件ドメイン名を取得する適切な理由を証明できていない。

「産経新聞」の日本及び近隣諸国での影響力を考慮すると、登録者は申立人の存在を知っていたものと推認される。

申立人の商標である「産経新聞」という漢字を使用することは、申立人の識別性や、機能、サービス等を表すものであり、登録者に権利または正当な利益が認められない本件においては、登録者の本件ドメイン名の取得は、申立人が「産経新聞」という漢字を使用したドメイン名により自己の商標を反映させることを妨害すると言える。

ドメイン名紛争事例集（４０）

紛争ドメイン名	j-phone-west.com, j-phonewest.com, jphone-west.com, jphonewest.com		
裁定機関	WIPO Arbitration and Mediation Center		
準拠規範	ICANN 統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）		
紛争番号等	D2001-0786		
申立日	2001年6月13日	裁定日	2001年9月17日
申立人	第一申立人：J Phone West Co., Ltd（日本） 第二申立人：J Phone East Co., Ltd（日本）		
相手方	Mixed Media Co Ltd（日本）		
裁定内容	第一申立人への移転		
紛争の概要	<p>申立人は、日本において携帯電話ネットワークサービスを提供するとともに、そのネットワークサービスに関わる製品を販売している J-Phone グループを構成している日本法人である。</p> <p>第二申立人は、1997年10月1日以降、関係会社である第一申立人等に対して商標「J-Phone」の使用を許諾していた。ただし、第一申立人の社名が現在の社名に変更されたのは2000年10月1日以降であり、それ以前は J-Phone Kansai Co Ltd、さらに1999年9月までは Kansai Digital Phone Co と名乗っていた。</p> <p>商標「J-Phone」（本件商標）は、2000年6月16日に第二申立人の名義で日本特許庁に登録されている。</p> <p>登録者は、本件ドメイン名を本件商標登録前の2000年1月11日に登録していた。レジストラは、アメリカの NSI 社である。</p> <p>第一申立人が j-phone-west.com をドメイン名登録しようとしたところ、本件登録者により、このドメイン名及び「J-Phone」の綴りを含むその他のドメイン名が多数登録されている（申立人の主張によれば23件）ことに気付いた。</p> <p>両当事者間で様々な交渉が行われ、その結果、登録者は移転に同意したものの、その後極めて高額の対価支払いを要求されたので、申立人はその支払いを拒否し、「移転」を求めてこの UDRP 申立を行うに至った。</p>		
裁定の要旨			

登録者は、「J」は「Japan」の略称として「J-LEAGUE」、「JR」のようによく普通に記述的に使用されているものであり、さらに本件ドメイン名を登録したときには、「J Phone West Co., Ltd」という名称の会社は存在していなかったと主張した。申立人は、申立人が勝訴した2001年4月24日付の「j-phone.co.jp」ドメイン名に関する東京地裁の判決を引用し、商標「j-phone」は日本国内で周知著名であると主張した。パネル（3名構成）は、本件商標登録及び本件ドメイン名の登録以前に、申立人が未登録商標「j-phone」についての権利を保有していたと認め、さらに本件ドメイン名の要部は「j-phone」であり、westは単なる付加に過ぎないので、本件ドメイン名は本件商標に類似するものであると認定した。この論点について引用された先行裁定例は、WIPO:D1999-0001、D2000-0069、D2001-0645、D2000-0339、D2000-0233の4件。

登録者は、本件ドメイン名を、申立人の製品を取り扱っている Cycle Plaza Shiaishi に renting するために登録したものであると主張していたが、パネルは、登録者がこのドメイン名に係る名称で取引を行っていた、あるいはその準備をしていたとの形跡はなく、また、この名称で広く知られていたとも認められず、あるいは正当な非商用的使用・公正使用と思われる使用も無かったと認定し、さらに、Cycle Plaza のこのドメイン名名称に係る権利についての立証も何らなされなかったとして、登録者のこのドメイン名の名称に係る権利の存在・保有を否定した。

パネルは、先行裁定例 WIPO:D2000-0003、D2000-0869、D2000-0615 の3件を引用して、不正の目的でドメイン名を登録した後に、何らそれが使用されることがなかったとしても不正目的の使用と認定されうることがあること、さらに、ドメイン名の登録と同時に不正目的の使用もなされているというふうの方針（UDRP）を限定解釈することは曲解であることを踏まえて、本件の場合、申立人側から移転の申し込みがあったとしても、2001年5月15日付の登録者代理人弁護士の手紙において、本件ドメイン名移転の対価として250万USドル、またはドメイン名の使用を中止し今までの使用補償として80万USドルの要求を行ったことは、ドメイン名登録に要した実費以上の対価取得を意図した転売目的のドメイン名登録であるとして、不正目的によるドメイン名登録と認定し、これら4件のドメイン名を第一申立人に移転するよう命じた。3名パネルリストの一致合意による裁定であった。

## ・海外における裁判例

### ドメイン名紛争事例集 ( 4 1 )

紛争ドメイン名	sportys.com
裁判機関	第 2 巡回区連邦控訴裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	202 F.3d 489; 2000 U.S. App. LEXIS 1246; 53 U.S.P.Q.2D(BNA)1570
判決日	2000 年 2 月 2 日
原告	SPORTY'S FARM L.L.C. ( 米国 )
被告	SPORTSMAN'S MARKET, INC.; OMEGA ENGINEERING, INC. ( 米国 )
判決内容	移転
紛争の概要	<p>Sportsman's 社 ( 被告・被控訴人、第三者訴訟原告、反訴原告・控訴人 ) は、航空業界では著名なメールオーダー用のカタログ販売会社である。同社は、1960 年代から、自社のカタログ及び製品を示すロゴとして「sporty」を使用し、1985 年には「sporty's」商標登録した。</p> <p>Omega 社 ( 第三者訴訟被告・被控訴人 ) は、主として科学分野における測定、調製機器に関するカタログ販売会社であるが、1994 年から 1995 年頃、航空業界でのカタログ販売に参入することとし、本件ドメイン名である「sportys.com」を登録した。</p> <p>1996 年、Omega 社は、完全子会社 Sporty's Farm 社 ( クリスマス・ツリーの生育、販売 ) ( 原告・控訴人、反訴被告・被控訴人 ) を設立し、同社へ本件ドメイン名を \$ 16,200 で売却した。同社は、本件ドメイン名を使ったウェブページでクリスマス・ツリーの宣伝を行った。</p> <p>原告 Sporty's Farm 社が本件ドメイン名の使用権の確認を求めて提訴したのに対し、被告 Sportsman's 社は、商標権の侵害及び希釈化、ならびに不正競争行為を理由に、反訴を行い、かつ Omega 社に対しても提訴した。</p>
判決の要旨	

Sporty's Farm 社も Omega 社も、本件ドメイン名登録時点において、本件ドメイン名に関し何ら知的財産権を有していなかった。Sporty's Farm 社の設立は、本件ドメイン名の登録の9ヶ月後であり、本件訴訟提起に至るまで業務を行わず、かつ Omega 社からドメイン名の取得をしたのも本件訴訟提起後である。

本件ドメイン名は、登録者である Omega 社の法的な名称で構成されていない。また、本件ドメイン名は、Sporty's Farm 社の名称を一部含んでいるが、同社は本件ドメイン名登録時点において存在していなかった。

Sporty's Farm 社は、本件訴訟に至るまで、本件ドメイン名によるウェブサイトを使用していない。したがって、何らかの商品またはサービスの善意 (bona fide) での提供に関連して本件ドメイン名を先使用していたとの事実も認められない。

Omega 社は本件ドメイン名を、疑わしい状況の下で Sporty's Farm 社に譲渡している。

Omega 社のオーナーの1人はパイロットであり、sporty's がきわめて著名な商標であることを認識し、また同社が Sportsman's 社と同じ航空業界でのカタログ販売に参入する意図があったことから、本件ドメイン名の登録の目的が、Sportsman's 社の本件ドメイン名の使用を妨げる点にあったことは疑いがない。

Sporty's Farm 社の設立は本件訴訟の提起後であり、かかる設立 (及び本件ドメイン名の譲渡) は、Omega 社のサイバースクワッティングを理由とする商標権侵害の主張を回避する目的を有していた。

備考	
----	--

	原審は Federal Trademark Dilution 法違反を理由に Sportsman's 社の請求を認めた。
--	--

ドメイン名紛争事例集 ( 4 2 )

紛争ドメイン名	joescartoon.com, joecarton.com, joescartons.com, joescartoon.com, cartoonjoe.com
判決機関	ペンシルバニア州東部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	89 F. Supp. 2d 634; 2000 U.S. Dist. LEXIS 3350; 54 U.S.P.Q.2D (BNA) 1166
判決日	2000 年 3 月 22 日
原告	Joseph C. Shield ( 営業名 The Joe Cartoon Company )( 米国 )
被告	John Zuccarini ( 営業名 Capcake City )( 米国 )
判決内容	被告等が、本件ドメイン名その他類似のドメイン名を本件訴訟の係属中に使用し、又は使用を許すことを禁止する ( 仮処分 )。
紛争の概要	<p>原告は、グラフィック・アーティストで、「Joe Cartoon」または「The Joe Cartoon Co.」との名称で、いくつかの人気漫画を、過去 15 年間にわたり、米国内で製作、展示、販売している。また、その漫画を T シャツやマグカップに使用することを第三者にライセンスしている。さらに、1997 年 6 月 12 日に「joecartoon.com」を登録し、原告の漫画のダウンロードや購入ができるサイトを運営している。</p> <p>被告は、インターネットドメイン名を多数登録して収益を得ており、1999 年 11 月に原告のサイトに似た 5 つの本件ドメイン名を登録した。本件訴訟の提起前には、被告のサイトには他のサイトやクレジットカードの広告が掲載され、そのサイトを訪れると、広告をクリックしないと抜けられないようになっていた。本訴訟の提起後、被告は、そのサイトを原告のウェブサイトや ICANN 処理方針・反サイバースクワッティング消費者保護法を批判する内容の「政治的抗議」ページへと変更した。</p>
判決の要旨	

原告の標章の「出所識別能力」及び「著名性」については、原告のこれまでの事業活動、「Joe Cartoon」という名称が独特で変化に富んでいること、原告が漫画や商品に関して「Joe Cartoon」を15年間、「joecartoon.com」を2年半もの間使用していること、原告の商品が遅くとも1990年代初めから全国で売られ、全国的な小物問屋のウェブサイトにおいて宣伝されていること、原告が全国規模で取引をしていること、原告の漫画や商品が、インターネット、ギフトショップ等で販売されていること等から、原告の商標は「出所識別能力」を有し、「著名」であると認められる。また、本件ドメイン名は、原告の標章と「混同を引き起こすほどに類似」している。

また、被告は、その他の多数のドメイン名とともに「Joe Cartoon」の各種バリエーションを登録した理由として、インターネット交通を自己のサイトに向け直す目的で、それらドメイン名が著名な標章や名前と混同を引き起こすほど類似しており、それらのつづり間違いであるからであると認めている。また、被告は、そのようなドメイン名を多数登録している。被告は、「Joe Cartoon」やその他の登録サイトに関係のある善意の事業や商品・サービスの提供を全く行っていない。被告は、「Joe Cartoon」に関して商標その他知的財産権を何ら有していない。「Joe Cartoon」は被告の名前とはかけ離れている。また、当該標章は「著名」で「出所識別能力」を有している。よって、利益を得ようとする「不正の目的」が認められる。

そして、原告は差止が認められなければ、原告の評判が傷つけられ、のれん（good will）を喪失し、取り返しがつかないほど損害を被ると認めらる。これに対して、被告はその他の方法によっても「政治的抗議」ができる。また、被告は、インターネットユーザを欺くことで利益を得ており、差止について公共の利益が認められる。よって、原告の申立が認められる。

ドメイン名紛争事例集（４３）

紛争ドメイン名	REDIBOOK.COM その他 REDI または REDIBOOK を含むドメイン名
判決機関	ニューヨーク州南部地区連邦裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	122 F. Supp. 2d 403; 2000 U.S. Dist. LEXIS 3732
判決日	2000年3月24日
原告	Spear, Leeds & Kellogg (米国)
被告	Richard Rosado (米国)
判決内容	被告は、REDIBOOK.COM、その他 REDI 標章を含むドメイン名、及びその他の類似したドメイン名をいかなる態様においても使用してはならない。被告は、原告に対し、REDI 又は REDIBOOK を含むドメイン名を移転する。
紛争の概要	<p>原告は、著名な証券仲買会社で、一定の電子証券サービスに関して「REDI」の登録商標を有している。また、「REDIBOOK」商標の下で「electronic communication network (ECN)」を運営し、REDI 関連の標章を用いて各種の経済的サービスを提供している。そして、1999年7月21日に、他の3社の著名な証券仲買会社との提携を発表し、原告のREDIBOOKブランドのECNがこれらの会社の顧客にも利用できることとなった。</p> <p>被告は、1999年9月16日、「redibook.com」及び「redibook.net」「rediecn.com」等の「redi」を含む様々なドメイン名を登録した。その後、「redibook.com」とのインターネット・アドレスにおいて「RediBook.com」という標題のウェブサイトの運営を開始し、原告の競争業者のロゴや、ハイパーリンクを表示した。</p> <p>原告は、商標権侵害、商標の稀釈化、不正競争を理由に本件訴えを提起した。なお、被告に対しては、本件の判決結果とほぼ同内容の仮処分がだされており、本件はその本訴である。</p>
判決の要旨	

商標侵害及び誤った出所の表示を理由とする救済を求めるためには、「それが保護に値する有効な標章であり、被告による標章の使用が混同を引き起こすおそれがあること」を立証しなければならない。原告の「REDI」標章は米国特許商標局において登録されているから、有効であり保護に値すると推定される。また、「REDIBOOK」が有効で保護に値するかの判断には、登録の要件と同じ基準が適用される。本件において、「REDIBOOK」という用語は、原告のサービスの一般名称でも、サービスの説明でもなく、原告は「REDIBOOK」標章の下で、ECN サービスのプロモーションを積極的に行ってきたから、「REDIBOOK」は、本質的に出所識別能力があり（distinctive）、従って有効で保護に値する。

次に、原告は、「REDI」又は「REDIBOOK」標章の下で提供されるサービスの出所について、通常の消費者が誤解・混同するおそれがあることを立証しなければならない。この点、ポラロイド要素と呼ばれる 8 つの要素に照らすと、「REDIBOOK」が強い標章であること、被告のサイトは、同じ「REDIBOOK」標章を用いることにより、原告の標章を真似ようとしていること、被告のサイトは原告がその標章の下で行っているサービスと同じサービスを提供しようとしていたこと、被告のサイトは潜在的に教養ある消費者さえもだまそうとしていたこと、そして、原告により提供される卓越した高い評価を受けるサービスと、証券仲買ディーラーでもなければそのサイトで現実にサービスを提供しているわけもない被告により提供されるサービスとの間には、大きなギャップがある。

また、反サイバースクワッティング消費者保護法に基づく救済も認められる。原告は、「REDI」及び「REDIBOOK」標章をそれぞれ 1992 年 7 月と 1997 年 10 月から使用している。被告の「redibook.com」や「redibook.net」などのドメイン名や「redi-ecn.com」等の原告の「redi」標章と一般名称又は経済業界用語を組み合わせたドメイン名は、原告の「REDI」標章と混同を引き起こすほどに類似している。そして、被告は「REDI」又は「REDIBOOK」標章について何らの知的財産権も有しておらず、原告がこれらの標章を利用する以前に、被告が善意でこれらの標章を使用したとは認められず、「Redibook.com」ドメイン名について商業上の利用をし、かつ第三者に属する標章を含むドメイン名を数多く登録しているから、被告が、利益を得るための「不正の目的」をもって行動したと認められる。

備考

被告は、原告は、その REDI オンライン・トレーディング・システムの運営について米国証券取引委員会(SEC)の必要な承認を受けていないとして unclean hands (汚れた手)の抗弁を主張したが、裁判所は、原告は SEC から多数の有利なノー・アクション・レターを受け取っており、連邦証券法違反はないとしてかかる抗弁を認めなかった。

ドメイン名紛争事例集 ( 4 4 )

紛争ドメイン名	cello.com
裁判機関	ニューヨーク州南部地区連邦裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法 連邦商標希釈化法 ( Federal Trademark Dilution Act (FTDA) )
紛争番号等	89 F. Supp. 2d 464; 2000 U.S. Dist. LEXIS 3936; 54 U.S.P.Q.2D (BNA) 1645
判決日	2000年3月29日
原告	Cello Holdings, L.L.C.; Cello Music & Film Systems, Inc. ( 米国 )
被告	Lawrence-Dahl Companies; Lawrence Storey ( 米国 )
判決内容	原告標章の著名性・出所識別能力に関して問題があるため、原告の申立を棄却する。
紛争の概要	<p>原告は、1985年から「Cello (チェロ)」という名前でオーディオ機器を宣伝・販売し、プロ向けのレコーディング・スタジオの業務を行っている。原告の音楽システムは、「高級」なものであり、2万ドルから50万ドル以上もするものである。1995年8月、被告は「Cello」について商標登録を取得した。</p> <p>被告は、カリフォルニアの自宅において年代物のオーディオ機材・機器の販売事業を行っている。被告は、1997年4月ごろからインターネット上でオーディオ器具の販売を行っている。また、本件ドメイン名の他にもドメイン名を多数登録しており、「logicaldomain.com」とのサイトを利用して、これらのドメイン名の販売を宣伝し、うち2つのドメイン名について合計1100ドルで販売した。</p> <p>被告は、1997年6月に、本件ドメイン名を登録した。登録の際、被告は、「guitar.com」「drums.com」「violin.com」等、20以上の楽器の名詞を登録しようとしたが、結局、「cello.com」以外の名前は既に登録されていたため、本件ドメイン名のみが登録された。</p>
判決の要旨	

### 著名性

原告は、高級ステレオ機器市場においては「Cello」標章は著名であると主張するが、2万ドルから50万ドル以上の価格で販売されているステレオを購入できる購買者の数は非常に限られていることは疑いがない。「Cello(チェロ)」は、第三者によって広く用いられている一般名称である。よって、「Cello」標章は、真に有名ではない。

### 出所識別能力

「Cello」標章は、原告以外の多数の会社によって20以上も登録されており、全国のいくつもの会社が「Cello」を会社名に用いている。標章が、「Cello」のように一般名称からなる標章であり、幅広く第三者によって同時に使用されている場合、その標章は弱いものと認められる。従って、「Cello」標章は出所識別能力を有しない。

被告の「cello.com」の使用は、年代物のオーディオ機器を販売する事業において、自宅からインターネット上で行われているものであり、2万ドルから50万ドル以上もする高級オーディオ・システムを販売する事業における原告による標章の使用を稀釈化するものではない。また、原告の現在・将来の顧客は洗練されている(sophisticated)から、混同のおそれはあまりない。しかも、原告及び被告は、同じ顧客層について競合しない。

### 不正の目的

被告は、本件ドメイン名の登録の際、「guitar.com」「drums.com」「violin.com」等、20以上の楽器の名詞を登録しようとしていたものであり、被告が原告を「ゆする」目的で行動したとは認められない。また、被告は特定の商標権者から金員を得ようとしていたとは認められない。実際、被告は、9以上の他の会社や個人に対して本件ドメイン名の販売を持ちかけていた。「Cello」は一般名詞であるから、被告の「cello.com」の使用が「フェアユース」又は「その他合法的」なものであったかについては、重要事実についての本質的な問題が存在する。

### 衡平法

原告は、「Cello」を単独または組み合わせで登録しているか又は「Cello」を会社名として使用しているその他の多くの会社よりも、自社がより大きな権利を有していることを示していない。「Cello」が一般名詞であり、他にも多くの会社が(原告より先に)「Cello」を会社名として使用している事実からすると、現時点で裁判所が本件ドメイン名を原告に与えることについては準備されていない。

以上より、原告の summary judgment の申立は認められない。

### 備考

その他、被告がカリフォルニアに住居等を有することから、管轄も争点となった。

ドメイン名紛争事例集 ( 45 )

紛争ドメイン名	northernlights.com
判決機関	マサチューセッツ州地区連邦裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	97 F. Supp. 2d 96; 2000 U.S. Dist. LEXIS 4732
判決日	2000年3月31日
原告	Northern Light Technology, Inc. (米国)
被告	Northern Lights Club; Jeff Bugar (カナダ)
判決内容	仮処分を維持する。
紛争の概要	<p>原告は、インターネットのサーチエンジンを提供する会社で、そのサーチエンジンは、「northernlight.com」によりアクセスできる。原告は、「northernlight.com」を1996年9月16日に登録し、1997年8月からサーチエンジンの運営を開始した。原告は、また、1996年9月23日に「NORTHERN LIGHT」との語を商標出願し、当該商標は1999年2月23日に登録された。</p> <p>被告の Jeff Bugar は、被告 641271 Alberta, Ltd.の社長兼一人株主である。また、被告 Bugar は、被告 Northern Lights Club の会長でもある。これら被告の住所は同一ビルにあるが、被告 Bugar はこのほかにも同じビルを所在地とする多数の法人を有していて、その詳細は不明である。1996年10月31日、被告 Bugar は、被告 641271 Alberta, Ltd.の社長として被告 Northern Lights Club を用いて、本件ドメイン名を登録した。登録後すぐに、本件ドメイン名は FlairMail にライセンスされた。</p> <p>FlairMail は、登録やライセンスによって数千種類のドメイン名を集め、ユーザーに各自のハンドル名と FlairMail のドメイン名とを選ばせる e-mail サービスである。本件ドメイン名も登録後すぐに利用可能となった。被告 Bugar は、数千個のドメイン名の連絡先となっているが、ドメイン名販売のビジネスには従事していなかった。</p> <p>なお、本件 Motion の申立以前に、本件ドメイン名にかかるウェブサイトから、FlairMail、原告のサーチエンジン、従前ウェブサイトに表示されていた事業リスト以外へのリンク以外を削除するとの仮処分が出されている。</p>
判決の要旨	

原告は、1996年9月23日に「NORTHERN LIGHT」商標を出願し、商業上使用することを意図しており、この時点でサービスマークの定義に該当する。

被告による本件ドメイン名の登録時において、原告の商標「NORTHERN LIGHT」は商業上使用されておらず、著名とはいえない。しかし、インターネット検索エンジンを示すために用いられれば、その商品・サービスの内容、質、特徴を表すものではないため、恣意的商標(arbitrary mark)にあたり、本質的に出所識別力を有するといえる。

「northernlights」は、「NORTHERN LIGHT」と同一ではないが、「混同を引き起こすほど類似」している。

不正の目的(bad faith)の認定に関しては、被告が当初本件ドメイン名の販売を拒否していたこと、被告らが数年に渡ってドメイン名をe-mail目的で使用していたことが問題となる。

この点、被告らは、数千ものドメイン名を登録し、その多くが他人の標章と同一又は類似のもの(たとえば「rollingstones.com」)である。被告は、本、リスト、インターネットを使って登録すべき有名な名前を探していた。被告はまた、ドメイン名の登録のため架空のクラブを設立していた。被告らは、当初ドメイン名の販売を拒否したものの、その後すぐに本件ドメイン名にかかるウェブサイトを開設し、原告を被告の新たなビジネスモデル(多数のウェブアドレスやドメイン名を取得し、価値が上がるのを待って売却するというもの)に参加させるために使用しようとした。原告は、これを断って停止を求める手紙を送り、結局訴訟を提起した。被告Burgarは、代理人を通じて、「価格が十分に魅力的であれば」本件ドメイン名を原告に売る意思を示している。以上の証拠によれば、被告に利益を得るための不正の目的があったと認められる可能性が高い。

以上より、原告のACPAに基づく主張が認められる可能性が高い。

備考

その他、管轄、商標権侵害も争点となった。

ドメイン名紛争事例集 ( 4 6 )

紛争ドメイン名	Morrisonfoerster.com, morrisonandfoerster.com, Morrisonforester.com, morrisonandforester.com,
裁判機関	コロラド州地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	94 F. Supp. 2d 1125; 2000 U.S. Dist. LEXIS 5161
判決日	2000 年 4 月 18 日
原告	Morrison & Foerster LLP ( 米国 )
被告	Brian Wick; American Distribution Systems Inc. ( 米国 )
判決内容	被告は本件ドメイン名についての権利を放棄する。被告は、morrisonfoerster.com 及び morrisonandfoerster.com の二つのドメイン名を原告に移転する。残る二つのドメイン名は登録を抹消する。被告及びその従業員、代理人等が原告による本件ドメイン名の登録を妨害することを永久に禁止する。
紛争の概要	<p>原告は、世界的な法律事務所で 1883 年に設立され、700 名以上の弁護士が在籍している。原告は、1975 年から Morrison &amp; Foerster というサービスマークを用いて法律サービスを提供しており、「MORRISON &amp; FOERSTER」商標を 1991 年 11 月に登録している。原告は、法律業界では、通称「MOFO」としても知られており（1996 年に商標登録）、「mofo.com」とのドメイン名を登録している。また、原告は 1999 年に宣伝広告費として約 100 万ドルを支出している。</p> <p>被告 Wick は、1999 年 10 月 24 日に、「NameIsForSale.com」及び Morri, Son &amp; Foerster との名称で本件ドメイン名を登録した。原告も、その数日後に本件ドメイン名を「mofo.com」サイトへのリンクとして登録しようとしたが、被告による登録のためにそれができなかった。</p> <p>被告のサイトは、反ユダヤ主義的ドメイン名、人種差別主義的ドメイン名や攻撃的ドメイン名にハイパーリンクされていた。</p>
判決の要旨	

原告は、「MORRISON & FOERSTER」商標の商標権者であり、かかる商標は著名で出所識別能力を有すると認められる。また、本件ドメイン名のうち2つ（morrisonfoerster.com と morrisonandfoerster.com）はこの商標と同一であり、残る2つ（morrisonforester.com と morrisonandforester.com）は、よくあるつづり間違いを採用したものであり、混同を引き起こすほどに類似している。

また、被告に利益を得ようとする「不正の目的」があるかについては、以下のとおり9つの要素を検討した。第1に、被告は本件ドメイン名について何らの知的財産権を有しておらず、第2に、本件ドメイン名は被告の法律上の名前でもなく、被告がその名前により知られているという事実もない。被告は、American Distribution Systems Inc.から Morri, Son & Foerster への名称変更を行っているが、それは本件ドメイン名の取得・使用の数ヵ月後のことであり、被告の不正の目的を暗示するだけである。第3に、被告が本件ドメイン名を登録以前に善意の商品・サービスの提供に関して使用したとの証拠はない。第4の要素に関して、被告は本件ドメイン名は「パロディー」としてのウェブページを示すためにのみ使用したと主張するが、被告の使用は一般の人々を困惑させ、原告の名誉を傷つけるものであり、真のパロディーとは認められない。第5の要素については、被告は原告のオンラインサイトから消費者を誤導しようとする意図したものであり、被告のサイトは原告商標ののれん（good will）を害するものである。第6に、被告が本件ドメイン名の登録に際し、「nameisforsale.com」とのドメイン名を使用していることや、そのドメイン名にかかるサイトの内容から、被告は財産的利益を得る目的で、標章の権利者等に本件ドメイン名の販売・移転を申し出ていると認められる。また、第7の要素に関して、被告は、登録申請時に、そのフルネーム及び住所を提供せず、私書箱及び e-mail アドレスを提供しており、また二度にわたり連絡先名を変更している。また、第8の要素について、被告は、90以上の法律事務所の名前をドメイン名として登録している。第9に、原告商標は著名で出所識別能力を有する。さらに、被告 Wick の証言自体も不正の目的を示している。

被告は、本件のウェブサイトの使用は、パロディーであり言論の自由として保護されると主張するが、被告のサイトは、同時でかつ矛盾する二つのメッセージを伝えるものではなく混同を引き起こすものであるから「パロディー」に該当しない。さらに、被告のドメイン名は単に原告の商標を使ったものであり、保護に値する伝達メッセージではない。よって、被告の主張は認められない。

ドメイン名紛争事例集 ( 47 )

紛争ドメイン名	PORSCHESOURCE.COM
裁判機関	カリフォルニア州東部地区連邦裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法(ACPA)
紛争番号等	2000 U.S. Dist. LEXIS 7060; 55 U.S.P.Q.2D (BNA) 1026
判決日	2000年5月17日
原告	Porsche Cars North America, Inc. (米国) Dr.Ing h.c.F. Porsche AG (ドイツ)
被告	David Spencer (個人) Dba Spencer Associates
判決内容	被告は、本訴訟の係属中、本件ドメイン名を販売、移転、使用してはならない(仮処分)。
紛争の概要	<p>原告は、著名な自動車会社で、「PORSCHE」標章の商標権者である。</p> <p>被告は、本件ドメイン名のみならず、「AUDISOURCE.COM」「NISSANSOURCE.COM」等、他にも数多くのドメイン名を登録している。被告は、本件ドメイン名を1999年12月6日に登録し、本件ドメイン名にかかるウェブサイトには、ドメイン名リストに記載された本件ドメイン名等を販売する旨が記載されていた。</p>
判決の要旨	

「PORSCHE」標章は、十分な「出所識別能力」を有しており、かつ「著名」である。また、被告が原告商標をドメイン名「PORSCHESOURCE.COM」に使用し、そのドメイン名を販売することは、被告の商品・サービスの識別力を減少させることによって、原告の名前や評判を掌握するものである。したがって、被告の本件ドメイン名の使用・販売により、原告の著名な標章が稀釈化されるおそれがある。

被告の利益を得ようとする「不正の目的」があるかについては、以下のとおり 9 つの要素を検討した。被告は「PORSCHE」商標について、商標権やその他知的財産権を有していない。本件ドメイン名が被告の法律上の名前ではなく、被告がその名前により知られていないことは明らかである。被告が本件ドメイン名を善意の商品・サービスの提供に関して使用したとは認められず、そのような主張もない。この点、被告は本件ドメイン名は顧客である第三者 Niello Porsche の将来のドメイン名として登録したなどと主張するが認められない。同様に、被告は本件ドメイン名によりアクセス可能なサイトにおいて、善意の非商業的かつ公正な使用をしているとの主張・立証はない。ただし、被告が、消費者を誤導しようとして意図していたかは明らかではない。被告は、実際に、財産的利益を得る目的で、標章の権利者等に本件ドメイン名の「販売」の申出を行っている。ただし、被告が、本件ドメイン名の登録申請時に、誤った連絡先名を提供したとの証拠はない。しかし、被告は、「分りやすい名前ほど価値がある」として著名なまたは出所識別力のある標章と、同一または類似したドメイン名や、かかる標章を稀釈化するドメイン名をいくつも登録している。最後に、原告商標は著名で出所識別能力を有する。よって、上記 9 つの要素のうち 2 つの要素については、不正の目的を否定する方向に働くが、その他の要素に鑑みれば、被告の利益を得ようとする「不正の目的」が認められる。

以上より、原告の仮処分の申立を認める。

ドメイン名紛争事例集（４８）

紛争ドメイン名	hypercd.com
裁判機関	ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	106 F. Supp. 2d 505; 2000 U.S. Dist. LEXIS 9516; 55 U.S.P.Q.2D (BNA) 1426
判決日	2000年7月7日
原告	BroadBridge Media, L.L.C. (米国)
被告	Hypercd.com (ドメイン名)
判決内容	既に効力を生じた原告名義への本件ドメイン名の移転を維持する。
紛争の概要	<p>原告は、業務に関連して、主要なレコード会社やコンテンツ・プロバイダーを通じ、特定の標章及びドメイン名を付した450万枚以上のCDを販売していた。原告は、HyperCDという商標を米国特許商標庁に登録しており、その商標の下で、顧客が原告のサイトを訪れて特定の情報をダウンロードすれば、CDに組み込まれた追加情報を入手できるという技術の普及を促進していた。非意図的に、原告はドメイン名の登録の更新を怠り、その登録及びe-mailアドレスは、2000年3月1日に抹消された。</p> <p>その3週間後に、訴外会社において製品名や製品名に対応するドメイン名の発案を担当していたカナダ住民のBarry Henderson（管轄権なし）が、本件ドメイン名を登録し、原告との交渉の過程で、原告に対してその移転について4万6000ドルを要求した。</p>
判決の要旨	

本件ドメイン名と原告の商標「HyperCD」は少なくとも、混同を引き起こすほどに類似している。

原告の HyperCD 標章は、原告のデジタル・アナログ変換サービスソフト及びインターネット上のコンテンツ管理システムと関連して使用された場合は、示唆的 (suggestive) であり、よって出所識別能力を有すると認められる。

次に、原告は、利益を得ようとする不正の目的 (bad faith intent) を立証しなければならない。以下の事実は、利益を得ようとする不正の目的の認定の根拠となる。

Henderson は、本件ドメイン名である hypercd.com について商標権またはその他の知的財産権を有していない。Henderson は、本件ドメイン名を商品・サービスの宣伝・販売に関連して用いたことはなく、それをブランドとして確立するために出費したことはない。Henderson の法律上の名前は、本件ドメイン名ではない。Henderson は、自己のドメイン名の使用が「非商業上」の使用または「フェアユース (fair use)」であったと主張していない。Henderson は異常に高い金額で原告に本件ドメイン名を販売する申出をしている。HyperCD 標章は、出所識別能力を有し、保護に値する。

不正の目的の認定の要素は、法律で規定された 9 つの要素に限定されない。Henderson が、(1)原告が本件ドメイン名の移転・賃貸について法外な金員を支払うか、または(2)競合品について被告が原告標章を使用することを認めて被告に原告の標章から生じるのれん (good will) の恩恵を受けさせ、しかも被告の使用態様の如何を問わず被告に対し訴えを起さないことを約束するまでは、本件ドメイン名を保有しようとしたことは不正の目的の認定に関係する。また、不正の目的認定の要素ではないが、Henderson が <hypercd.com> を使用すれば、商標訴訟が起こることは必至であり、不確定で多額の出費を要することになる。安く、効果的な法的救済は、ACPA を制定した議会の意図にも合致する。

ドメイン名紛争事例集 ( 49 )

紛争ドメイン名	barbiesplaypen.com
判決機関	ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	2000 U.S. Dist. LEXIS 9747; 55 U.S.P.Q.2D (BNA) 1620
判決日	2000年7月13日
原告	Mattel, Inc. (米国)
被告	Internet Dimensions Inc. (米国) Benjamin Schiff (米国)
判決内容	被告は、本件ドメイン名を原告に移転する。 被告は、原告の商標を商業上使用し、侵害してはならない。
紛争の概要	<p>原告は、「バービー人形」を主要な製品として世界中で販売している。バービー人形は、世界で1番売れている人形である。</p> <p>被告は、アダルト・エンターテイメント等を提供するサイトについてのドメイン名を有しており、その一つが本件ドメイン名である。被告は、アダルトサイトの会員権をインターネット上で販売することによって収入を得ている。被告 Benjamin Schiff は、被告 Internet Dimensions Inc.の唯一の、オフィサー、取締役、従業員、株主である。</p>
判決の要旨	

原告による、これまでの世界中における販売・広告活動等により、「BARBIE (バービー)」商標は、著名で出所識別能力を有すると認められる。

本件ドメイン名と、BARBIE 商標とは、いずれも「BARBIE」という名前を含んでいること、ウェブサイト上にある BARBIE との名前と、BARBIE ロゴは、ほとんど同一であること、BARBIE と本件ドメイン名の「barbiesplaypen.com」はいずれも広い意味での「play」という動詞と不可避免的に結びついていることから、混同を引き起こすほどに類似している。

また、法律上規定されている不正の目的 (bad faith intent) の認定に関する 9 つの要素に照らし、以下の事実に基づき、不正の目的を認定した。

(1)被告は、BARBIE 標章について何らの知的財産権も有していない。(2)被告は、BARBIE という名前によって知られていない。(3)被告が、本件ドメイン名を登録する以前に BARBIE ないし BARBIE'S PLAYPEN との商標を用いたことはない。(4)被告は、本件ドメイン名をアダルト・エンターテインメントの販売にのみ用い、本件ドメイン名でアクセス可能なサイトにおける、善意の非商業上の使用またはフェアユース (fair use) をしていない。(5)被告は、インターネットユーザーに対し、被告のアダルトサイトへの会員権を販売することにより利益をあげているが、そのためにはユーザーを被告のサイトにヒットさせなければならない。被告は、本件ドメイン名を使用することにより、「BARBIE」という言葉を打ち込んだユーザーを、ポルノ画像を載せた被告のサイトに誘導することを期待しており、かかる誘導は原告のバービー製品のイメージを汚すものである。(6)被告は、本件ドメイン名を、原告に販売する目的で登録していない (被告に有利な事実)。(7)被告の提出した登録情報の住所地に被告が事務所を構えた事実はなく、このような誤った登録情報を提出したことは、原告を含む第三者が手続を進めるのを妨げるものである。(8)被告は、本件ドメイン名の他にも「トイザラス」や「ビル・ゲイツ」を連想させるドメイン名を登録・使用している。(9) BARBIE 商標は著名かつ出所識別能力を有するものである。

よって、本件ドメイン名を原告に移転する。

#### 備考

裁判所は、反サイバースクワッティング消費者保護法に基づく救済のほかに、連邦商標稀釈化法 (Federal Trademark Dilution Act) に基づき、被告は、標章を原告の標章が有名となった後に使用したものであり、原告の標章の出所識別能力を有する品質を稀釈化したとして、以後の稀釈化行為を禁止する処分を出した。

ドメイン名紛争事例集 ( 50 )

紛争ドメイン名	lucentsucks.com
裁判機関	カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	2000 U.S. Dist. LEXIS 16002, 56 U.S.P.Q.2d(BNA)1637
判決日	2000年9月12日
原告	Lucent Technologies, Inc ( 米国 )
被告	Johnson ( 米国 )
判決内容	移転
紛争の概要	<p>原告は、電気通信機器の製造、販売やサービスの提供に関連して、「LUCENT」なる商標を所有し、使用している。</p> <p>被告は、原告の商標を利用したドメイン名を登録し、そのウェブサイト上で、ポルノ写真を提供、販売している。</p> <p>そこで、原告は、被告の本件ドメイン名の使用が、原告の商標の著名性を希釈化するものであり、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用したものであると主張して、本件申立に及んだ。</p>
判決の要旨	<p>被告は、ウェブサイト上でポルノ写真を提供、販売し、かつ原告に対し、本件ドメイン名について、\$ 10000 での売却を申し出た。</p> <p>かかる二つの事実のうち、原告の商標を利用したウェブサイト上で、ポルノ写真を販売等する行為は、原告の商標に対する信用を貶める行為であり、ドメイン名の売却を商標所有者に対して申し出る行為が、「不正の目的」を有することの証拠になりうるものであることは、過去の判例でも認められているところである。</p> <p>したがって、被告は、「不正の目的」をもって、本件ドメイン名を登録したものであるべきである。</p> <p>被告は、会社の名称の末尾に「sucks」を付したドメイン名は、当初の登録の段階では許容されるものであると主張し、本件ドメイン名は、原告の商標との誤認混同を引き起こすものではなく、また、本件ドメイン名をポルノのサイトにリンクさせてはいない旨主張するが、これらの主張はいずれも不十分なものであり、原告の主張を排斥するに足るものではない。</p> <p>したがって、被告は、「不正の目的」で、本件ドメイン名を登録したものであるべきである。</p>

ドメイン名紛争事例集 ( 5 1 )

紛争ドメイン名	electronicboutique.com, ebworl.com 他 3 件
裁判機関	ペンシルヴァニア州東部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	2000 U.S. Dist. LEXIS 15179, 56 U.S.P.Q.2D (BNA) 1705
判決日	2000 年 10 月 30 日
原告	ELECTRONICS BOUTIQUE HOLDINGS CORP ( 米国 )
被告	JOHN ZUCCARINI ( 米国 )
判決内容	移転
紛争の概要	<p>原告は、ビデオゲームやパーソナルコンピューターのソフトウェアを取り扱う業者であり、ショッピングモールのみならず、インターネット経由でも商品を販売している。「EB」や「Electronics Boutique」の登録商標を有しており、また、「ebworld.com」を含むいくつかの商標登録を出願している。</p> <p>そして、原告は、それらの商標を 1977 年以降、印刷物や宣伝、インターネット上で使用している。</p> <p>また、原告のオンライン上の店舗には、「ebworld.com」や「electronicsboutique.com」でアクセスできる。</p> <p>被告は、2000 年 5 月 23 日に、本件ドメイン名のうちの「electronivboutique.com」及び「electronicboutique.com」を登録し、また、その 1 週間後には、「ebworld.com」及び「ebworl.com」を登録した。</p> <p>インターネットのユーザーが、原告のホームページにアクセスしようとする際、綴りを打ち誤り、被告のドメイン名を入力してしまうと、ユーザーは、クレジットカードやゲーム等種々の商品の広告を行っているホームページを開いてしまうことになる。</p> <p>しかし、ユーザーは、いずれかの広告をクリックしないと、そのホームページを閉じることができず、被告には、ユーザーがクリックを一回する毎に、広告会社から 10 セントから 25 セントが支払われる仕組みになっていた。</p> <p>そこで、原告は、被告が、「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>
判決の要旨	

被告は、原告の販売店やウェブサイトの存在を知っていながら、本件ドメイン名を自身の広告収入を得るために登録したものである。

被告は、インターネットユーザーが、本来アクセスしようとするウェブサイトのドメイン名の入力を誤り、被告が開設したウェブサイトにアクセスすることがあると信じていたものである。すなわち、被告は、インターネットユーザーが入力ミスをする度に利益を得ていたものといえることができる。

また、本件ドメイン名が、法的にもまたそれ以外の意味でも、被告の同一性を示す名称から構成されていないことは明らかである。

被告は、原告等に関連する電化製品を提供しておらず、これまでも提供したことはないのであって、本件ドメイン名を使用して、現実に事業を行っているものでもない。

加えて、被告は、本件ドメイン名に関して、知的財産権を有しているものでもない。

以上の事実に鑑みるならば、被告は、入力ミスをしたインターネットユーザーが、原告のウェブサイトではなく、被告のウェブサイトアクセスし、これにより、被告自身が広告収入を得ることを意図したものであるべきである。

したがって、被告は、「不正の目的」で、本件ドメイン名を登録したものであるべきである。

備考	
----	--

	本件で、裁判所は、被告に対し、ドメイン名の移転のみならず、侵害しているドメイン名1件につき US\$100,000、合計 US\$500,000 の損害賠償の支払いを命じている。
--	---

ドメイン名紛争事例集 ( 5 2 )

紛争ドメイン名	teenvogue.com, teenvogue.net, vogue-international.com
裁判機関	ニュージャージー州連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッテイング消費者保護法
紛争番号等	123 F. Supp. 2d 790, 2000 U.S. Dist. LEXIS 18162
判決日	2000年12月12日
原告	ADVANCE MAGAZINE PUBLISHERS INC. (米国) d/b/a THE CONDE NAST PUBLICATIONS INC. (米国)
被告	VUGUE INTERNATIONAL and FRED J. ZITO (米国)
判決内容	使用差止め、移転
紛争の概要	<p>原告は、雑誌の出版業を営む会社である。米国において「Vogue」等の商標登録を行っている。原告は、「Vogue」や「Teen Vogue」の著名なファッション雑誌の出版を行うとともに、「vogue.com」のドメイン名を登録し、ウェブサイト上で、米国の情報や「Vogue」国際版の情報提供等を行っている。また、10代向けの雑誌の出版を計画するとともに、2000年5月には、「Teen Vogue」という商標の登録出願を行ったが、この事実は、マスコミ等により、広く世間に周知されていた。</p> <p>被告は、2000年1月及び2月に本件ドメイン名を登録した。</p> <p>本件ドメイン名は、いずれも被告が所有・管理するウェブサイトへ接続しており、そのウェブサイトは、化粧品やアクセサリ等を販売するリンク先を有している。</p> <p>原告は、被告が「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件ドメイン名の使用差止め及び移転を求める仮処分の申立に及んだ。</p>
判決の要旨	<p>被告には、本件ドメイン名の登録前、本件ドメイン名に対応する知的財産権を有していた事実が見受けられない一方で、原告には、「Vogue」の登録商標を100年以上にわたって登録、使用してきたという事実がある。</p> <p>ファッション産業で働いていたという被告 Zito 氏の経歴に照らせば、原告の名称や著名性について知らなかったという旨の被告の抗弁は成り立ち得ない。</p> <p>本件ドメイン名は、Zito 氏の個人名でもない。</p> <p>また、Zito 氏は、原告の調査員に対し、雑誌「Vogue」の著名性を利用したことを認めている。</p> <p>すなわち、本件ドメイン名の登録時、被告が、雑誌「Vogue」の著名性を認識しており、本件ドメイン名を聞いた人であれば、それが原告と関連があるドメイン名であると自動的に考えるであろうこと、本件ドメイン名の高い影響度は、原告のこのような著名性に由来すること、かかる認識の下、ファッション雑貨や化粧品を提供するウェブサイトを開設したことを認めている。</p> <p>「Vogue」の登録商標や名称が、有名であることはいうまでもないことであり、以上の事実を照らせば、被告は「不正の目的」のもと、本件ドメイン名を登録したものである。</p>

ドメイン名紛争事例集（５３）

紛争ドメイン名	fordrecalls.com
裁判機関	ミシガン州東部地区連邦地方裁判所南部支部
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	126 F. Supp. 2d 463, 2001 U.S. Dist. LEXIS 253,
判決日	2001年1月3日
原告	Ford Motor Company（米国）
被告	Thomas Lapertosa（米国）
判決内容	使用差止、移転
紛争の概要	<p>原告は、著名な自動車製造会社であり、米国において、「Ford」の商標登録を行っている。</p> <p>被告は、本件ドメイン名を使用したウェブサイト上で、ポルノ画像を販売していた。</p> <p>原告は、被告は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件申立に及んだ。</p>
判決の要旨	<p>被告による本件ドメイン名の使用は、商標によって代表される原告の信用を害し、また、利益を獲得し、ないし、原告との混同を惹起しすることによって、原告が、電子商取引の場面において、顧客を獲得することを妨害する意図を強く示すものである。</p> <p>これに加えて、原告の商標が著名であるという事実は、さらに被告が「不正の目的」を有することを証する有力な要素となるものである。</p> <p>これに対し、被告は、本件ドメイン名は、原告の商標と同一のものではないし、また、「Ford」という語と「recalls」という語が結び付けられて使用された場合でも、侵害とされない多くの場合があることを具体的な事例（インターネット上で見ることのできる、「Ford」という名前を持つ多くの人が自己の人生を「recall」（振り返る）する記事や政治家時代の経験を回想する「Ford Recalls」というタイトルの書籍を執筆するだろうと噂されているジェラルド・フォード氏の意図）を挙げつつ、指摘する。</p> <p>しかしながら、「Ford」は、被告の名称ではなく、また、被告は、商品ないしサービスの提供にあたり、本件ドメイン名を使用したこともないのであるから、かかる被告の主張は、到底受け入れられるものではない。</p> <p>したがって、被告は、本件ドメイン名の使用を差し止めるとともに、本件ドメイン名を移転しなければならない。</p>

ドメイン名紛争事例集 ( 5 4 )

紛争ドメイン名	vw.net
裁判機関	第 4 巡回区連邦控訴裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	238 F.3d 264; 2001 U.S. App. LEXIS 831; 57 U.S.P.Q.2D(BNA)1547
判決日	2001 年 1 月 22 日
原告	VIRTUAL WORKS, INCORPORATED ( 米国 )
被告	VOLKSWAGEN OF AMERICA, INCORPORATED ( 米国 ) ; VOLSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT ( ドイツ ) ; NETWORK SOLUTIONS, INCORPORATED
判決内容	移転
紛争の概要	<p>原告 ( 控訴人 ) は 1996 年 10 月、被告 Network Solutions, Inc. に本件ドメイン名を登録した。</p> <p>約 2 年後、Volkswagen 販売店が原告に本件ドメイン名の購入を希望したところ、原告は、被告 ( 被控訴人 ) Volkswagen 社に対して、本件ドメイン名を購入しない場合、入札にかけて売却する旨通告した。</p> <p>被告 Volkswagen 社は、同社の商標権が侵害されるとして、被告 Network Solutions, Inc. に紛争解決手続を申し立てた。これに対し、原告は本件訴訟を提起した。被告 Volkswagen 社は、原告の行為が被告 Volkswagen 社の商標権の希釈化ないし侵害、及びサイバースクワッティングにあたりと反論し、連邦地裁では被告 Volkswagen 社の主張が認められたため、原告が控訴した。</p>
判決の要旨	<p>原告は、本件ドメイン名を登録した際、インターネット利用者が本件ドメイン名を被告 Volkswagen 社に関連するものと混同する可能性のあることを認識し、機会があれば被告 Volkswagen 社に対し本件ドメイン名を高額で売却しようと考えていた。本件ドメイン名を選択した理由は、自社の頭文字を取ったことのみならず、「VW」との類似性から多額の利益を獲得する可能性を予見したことにもある。</p> <p>原告は、被告 Volkswagen 社に対し、「24 時間以内に購入の申し入れをしなければ本件ドメイン名を入札にかけて売却する」「本件ドメイン名は被告 Volkswagen 社との関連性を思わせる高価なドメイン名であり、入札者が殺到するだろう」などと申し向けており、入札をちらつかせて被告 Volkswagen 社に高額での購入申し入れをさせることを望んでいた。</p> <p>消費者の本件ドメイン名と「VW」との混同から利益を得ようと望んでいたことは明らかであり、不正の目的の認定を回避する救済規定を適用することはできない。</p>

ドメイン名紛争事例集 ( 5 5 )

紛争ドメイン名	ERNESTANDJULIOGALLO.COM
裁判機関	テキサス州南部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	129 F. Supp. 2d 1033; 2001 U.S. Dist. LEXIS 912
判決日	2001年1月29日
原告	E. & J. GALLO WINERY ( 米国 )
被告	SIPDER WEBS LTD., STEVE E. THUMANN, PIERCE A. THUMANN, FRED H. THUMANN, Trustee ( 米国 )
判決内容	差止、ドメイン名の移転 ( 判決登録から 10 日以内 )
紛争の概要	<p>原告は、「THE WINERY OF ERNEST &amp; JULIO GALLO」「E. &amp; J. GALLO WINERY」「ERNEST AND JULIO GALLO WINERY」「GALLO WINERY」などの商号でアルコール飲料等の製造販売を営むカリフォルニア州法人であり、原告登録商標等を付した 40 億本以上のワインを販売し、原告ブランドの販売促進に 5 億ドル以上を支出している。</p> <p>原告は、1953 年 3 月以来、米国において「GALLO」「ERNEST &amp; JULIO GALLO」等 12 個の商標を登録し、また、「ERNEST-JULIO-GALLO.COM」「GALLOWINERY.COM」「EJGALLO.COM」などいくつかのドメイン名を登録している。</p> <p>被告らは、50 年以上にわたり、テキサス州ヒューストンにおいて、Doortown, Incorporated との法人により、木工業 ( millwork business ) を営んでいる。被告 Spider Webs Ltd.には従業員はなく、Doortown, Inc.と同一の住所を有している。</p> <p>被告 Spider は、1999 年 8 月 26 日、本件ドメイン名を登録し、また、その設立以来、都市名、著名企業名などを含む多数のドメイン名を登録してこれらを売却に供している ( 本件ドメイン名を除く )。</p> <p>原告は、被告らに対し、2000 年 2 月 11 日、反サイバースクワッティング消費者保護法侵害等を理由とする訴訟を提起し、本件ドメイン名の使用禁止・移転、「Gallo」「Ernest」及び「Julio」を含むドメイン名の登録禁止等を求めた。</p> <p>被告 Spider は、本件訴訟の提起から約 6 ヶ月後、本件ドメイン名を使用し、本件訴訟における議論とともにアルコール摂取に伴う危険性などを掲載したウェブサイトを開設した。</p>
判決の要旨	

原告登録商標は識別力を有し著名であり、原告登録商標「ERNEST & JULIO GALLO」と本件ドメイン名とはほとんど区別がつかず、両者は混同を引き起こす程度に類似している。

原告は「ERNEST & JULIO GALLO」との登録商標を有しているが、被告 Spider は「ERNESTANDJULIOGALLO」との名称について、何らの知的所有権も有していない。

本件ドメイン名は、被告らの法的な名称を一切含んでいない。

被告 Spider は、本件訴訟が提起されるまで、何らかの商品または役務を善意 (*bona fide*) で提供することに関連して、本件ドメイン名を使用したウェブサイトを開設していなかった。

被告 Spider が現在運営しているウェブサイトは、単に原告の確立されたのれん (*good will*) を毀損するものに過ぎない。

原告登録商標は著名であり、被告 Spider は原告登録商標の存在とその著名性を知ったうえで、本件ドメイン名を登録したものである。

本件ドメイン名を使用したウェブサイトに接続したユーザーは、それが原告とは無関係であるとは知らずに、反アルコールや原告の中傷の記事に遭遇することになる。

被告 Spider は、企業名ないし著名商標からなる少なくとも約 300 個のドメイン名を登録しており、本件ドメイン名についても、できれば原告から利益を得ようとして取得した。

被告 Spider による本件ドメイン名の取得について、かかるドメイン名の使用がフェアユースまたはその他に理由によって合法的であると信じ、又はそのように信じることに合理的な根拠があることを、主張できていない。

以上 ~ の状況からすれば、被告 Spider には本件ドメイン名の登録について不正の目的が認められる。

備考	
----	--

	原告による本件申立て (partial summary judgement) が認められ、本件ドメイン名の使用禁止、「Gallo」「Ernest」及び「Julio」を含むドメイン名の登録禁止、本件ドメイン名の移転 (判決登録後 10 日以内) 及び被告らの連帯による 25,000 ドルの支払いが命じられた。
--	--

ドメイン名紛争事例集

紛争ドメイン名	swix.com, swix.net
裁判機関	バージニア州東部地区連邦地方裁判所アレクサンドリア支部
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	136 F. Supp. 2d 531; 2001 U.S. Dist. LEXIS 3568
判決日	2001年3月16日
原告	HARTOG & CO. AS (ノルウェー)
被告	SWIX.COM, SWIX.NET
判決内容	ドメイン名の移転を認めることはできない。
紛争の概要	<p>原告はノルウェー法人であり、原告の米国子会社である Swix Sports USA, Inc. は、米国及び世界中において、「SWIX」との商標を付したスキーワックス等を販売している。原告スキーワックスの米国における市場シェアは約 60～70%である。また、原告の親会社は、米国において、1949年、スキーワックスを指定商品として「SWIX」との商標を登録し、スイスを含むその他の国においても上記商標を登録した。</p> <p>原告は、1996年ころ、インターネット拠点を創設することを決定し、原告の米国子会社のためにインターネットウェブサイト構築することとしたが、既に本件ドメイン名が登録されていた。</p> <p>スイス国民である Pedram Burgin 氏は、1995年、「SWiX Internet Dienste」(「SID」)との商号により、公衆向けのインターネットサービスを提供するビジネスを始め、1996年、スイスにおいて、「SWiX」との商標を登録し、1996年7月29日、「swix.com」とのドメイン名を登録し、同年8月27日、「swix.net」とのドメイン名を登録した。</p> <p>SID はこれらのドメイン名を使用したウェブサイトを、スイス住民を対象としてドイツ語により運営している。Burgin 氏は、1996年夏以来、SWiX のインターネットサービスを促進するために相当の支出をしており、現在においても上記インターネットサービスを提供している。</p> <p>原告は、1996年8月、Burgin 氏に対して本件ドメイン名を放棄するよう要請したが、同氏はこれを拒絶した。この際、同氏は原告に対してサードレベルドメインを提供すること等を提案した。</p> <p>原告は、Burgin 氏の上記提案を拒否し、1999年中頃、SID を被告として訴訟を提起したが、SID の住所等が判明しなかったため、本件ドメイン名を被告とする対物訴訟に修正した。</p> <p>SID の住所等は 1999年10月1日に変更されたが、本件ドメイン名の登録機関である NSI に変更届がなされなかった。</p>
判決の要旨	

本件ドメイン名は、原告登録商標と、少なくとも「混同を引き起こす程度に類似」している。

本件ドメイン名により、原告登録商標は希釈化されていない。

Burgin 氏は、SID が行う善意の (*bona fide*) ビジネスのため、スイスにおいて SwiX との商標を適切に登録している。

本件ドメイン名は、Burgin 氏がスイスで行っているビジネスの商号である SwiX Internet Dienste の一部である。

SID は、1996 年以来、スイスの顧客に対してインターネットサービスを提供している。

Burgin 氏の会社は、1996 年以来、本件ドメイン名を使用して、アクセス可能なウェブサイトスイス市場において運営している。

Burgin 氏の事業であるインターネットサービスと原告のスキー用品事業とは全く異なっているから、原告のウェブサイトと SID のウェブサイトとが、出所または提供者等につき混同されるおそれはない。

Burgin 氏は、本件ドメイン名を原告ないし第三者に対して売却しようとしたことはない。

Burgin 氏は、住所等の変更について NSI への連絡を直ちに行っていないが、郵便局については直ちに住所の変更手続を行い、また、NSI に登録された E-mail アドレスについては変更していない。Burgin 氏には住所変更を隠す理由はないのであり、同氏が NSI への連絡を行わなかったことは悪意のない手落ちに過ぎない。

Burgin 氏は、彼自身のスイス登録商標に適合する本件ドメイン名を登録したに過ぎないのであって、このことが原告の米国登録商標を希釈化することはない。むしろ、Burgin 氏によるスイスでの SWiX 商標の登録を監視して異議を述べなかったことが原告の立場を弱めるものである。

原告登録商標のみならず、Burgin 氏の登録商標も識別力を有するものである。

以上 ~ の事実からすれば、Burgin 氏には本件ドメイン名を登録した時点において不正の目的が認められない。したがって、原告の対物訴訟による請求は認められない。

さらに、Burgin 氏は本件ドメイン名の使用についてはフェアユースであって合法的であると信じていたものである。

ドメイン名紛争事例集 ( 57 )

紛争ドメイン名	fisher.com
裁判機関	テキサス州南部地区連邦地方裁判所ヒューストン支部
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	2001 U.S. Dist. LEXIS 10002
判決日	2001年6月28日
原告	REGISTRAL.COM, LLC (米国)
被告	FISHER CONTROLS INTERNATIONAL, INC.; THE NATIONAL ARBITRATION FORUM; REGISTRAL.COM, LLC; (米国) / COMMBINE.COM, LLC; SAHAR SARID (米国)
判決内容	移転
紛争の概要	<p>被告 ( 第三者訴訟原告 ) Fisher Controls 社は、バルブを販売する法人であり、1910 年以来、「Fisher」の商標を複数登録している。1996 年には、「fisher.com」をドメイン名として登録した。ところが、2001 年 2 月、ドメイン名の管理を行う Network Solutions が、おそらく誤って、上記ドメイン名を自由に購入可能な状態にしてしまった。</p> <p>第三者訴訟被告 Commbine.com 社及び原告 ( 第三者訴訟被告 ) Resistral.com 社は、テキサスの会社であり、双方ともほぼ同一の実体を有する会社であったが、Commbine.com 社は、入手が自由になったドメイン名を常にサーチしており、上記「fisher.com」が購入自由になったわずか 2 分後、同ドメイン名を登録し、約 10 日後、Resistral.com 社へ \$ 1000 で譲渡した。両社は、1000 を越えるドメイン名を所有し、多くは登録された商標と同一かまたは混同のおそれを生じる程に類似している。</p> <p>仲裁手続中に、Fisher Controls 社への本件ドメイン名の譲渡が決定されたため、原告が提訴した。これに対し、Fisher Controls 社も、原告及び Commbine.com 社らを相手として第三者訴訟を提起した。</p>
判決の要旨	

被告 Fisher Controls の「Fisher」の標章は特有のものである。「Fisher」の語は本来特有のものではないが、Fisher Controls は 1910 年以來、「Fisher」の商標登録をし、また 1880 年代からその標章を使用し、広く宣伝してきた。「Fisher」標章の一方向メディアによる宣伝、Fisher Controls の「Fisher」製品が自動制御バルブの業界をリードしているという顧客の認識、及び「Fisher」標章の使用に係る年間総売上が世界で約 10 億ドルに上ることから、その標章の特有性はさらに認められる。

原告は、「Fisher」や「fisher.com」について何らの商標権その他の知的財産権を有していない。

「Fisher」は、原告を示す法的な名称でも、特定するために一般的に使用する名称でもない。

原告は、本件ドメイン名を善意で非商業的に、または公正に使用していない。また、商品または役務の善意による提供に関連して何ら使用していない。

原告は、本件ドメイン名を「氏」に関する情報提供に使用するつもりであったと主張するが、Fisher Controls 社から警告がなされるまでの間、上記目的で本件ドメイン名が使用されたことはなく、第三者の検索エンジンへのリンクのみが提供されていた。

原告は、商標と同一かまたは混同のおそれを生じる程に類似する複数のドメイン名を登録し取得することにより、その使用または譲渡により利益を得る意図を有していたと認められる。

ドメイン名紛争事例集 ( 58 )

紛争ドメイン名	Clarins.com
裁判機関	第4巡回区連邦控訴裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	2001 U.S. App. LEXIS 15619
判決日	2001年7月12日
原告	DOMAIN NAME CLEARING COMPANY, LLC (米国)
被告	F.C.F. INCORPORATED (米国)
判決内容	移転
紛争の概要	<p>被告(被控訴人)が1954年から「Clarins」を商標登録していたところ、原告(控訴人)が本件ドメイン名を登録した。</p> <p>被告は、原告に対し、\$1500での本件ドメイン名の譲渡を求めたが、原告は、これに応じず、本件ドメイン名の所有により被告の商標権を侵害しないことの確認訴訟を提起した。</p> <p>同訴訟が棄却された後、被告が仲裁申立を行い、本件ドメイン名の被告に対する移転の決定がなされたが、原告が、本件ドメイン名の移転を防ぐため本件訴訟を提起した。原審で、原告の本件ドメイン名の登録が反サイバースクワッティング消費者保護法に違反するとの summary judgment を受けたため、原告が控訴した。</p>
判決の要旨	<p>原告は本件ドメイン名につき、商標権その他の知的財産権を有していない。むしろ、被告が「Clarins」の商標権を有している。</p> <p>原告は、「Clarins」の名称を、自らを示す名称として通常使用していない。</p> <p>原告は、本件ドメイン名を使用したウェブサイトを開設せず、かつ商品の販売や役務の提供に関して「Clarins」を使用していない。「Clarins」の製品の販売とも何ら関係はない。</p> <p>原告は、被告に対し、「ファッション雑誌への広告掲載料」として\$60,000(後に\$30,000に減額)を要求した。</p> <p>原告は、70以上ものドメイン名を登録しており、主たる事業目的がドメイン名の登録であることが証拠から認められる。この事実は、原告がこれらドメイン名を使用するのではなく、登録すること自体が目的であったことを示す。</p> <p>原告は、本件ドメイン名を登録した1997年当時は本法が成立しておらず、また商標の存在を知らなかったと主張する。しかし、同年のうちには商標の存在を認識し、その後には本件ドメイン名の登録を更新してもいる。原告は、本件ドメイン名及びその他の登録ドメイン名を選択した理由や、それらのドメイン名との関連を示す証拠を何ら提出せず、むしろ証拠によれば原告の目的がドメイン名を登録し売却することにあることが明らかであるから、不正の目的を認定されない救済規定を適用することはできない。</p>

ドメイン名紛争事例集 ( 59 )

紛争ドメイン名	Greenpoints.com
裁判機関	ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	116 F. Supp. 2d 405, 2000 U.S. Dist. LEXIS 13584
判決日	2001年9月19日
原告	GREENPOINT FINANCIAL CORP (米国)
被告	THE SPERRY & HUTCHINSON COMPANY, INK. S&H GREENPOINTS.COM, INK. (米国)
判決内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。
紛争の概要	<p>原告は、1868年にブルックリンにおいて、貯蓄銀行として設立されたことで有名である。</p> <p>原告は、米国内に多数の店舗を持ち、また、インターネット上においても、バンキングサービスを提供している。</p> <p>また、原告は、「GREENPOINT」の登録商標を使用している。</p> <p>被告は、S &amp; H Green Stamp 事業で有名な企業であり、本件ドメイン名を使用している。</p> <p>原告は、被告は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件仮処分の申立に及んだ。</p>
判決の要旨	<p>原告の商標が保護を受けるためには、その商標が、「二次的意義」(secondary meaning)を有していることが必要である。</p> <p>すなわち、商標が、「二次的意義」を獲得するには、消費者が、その商標を特定の主体と結びつけて考えたり、他社が不正利用する誘惑を覚えるような魅力その商標が備えていたり、商標の使用が、長期間かつ広範囲にわたっていたりすることなどが必要である。</p> <p>そこで、本件では、被告が市場参入した1996年時点において、原告の「GREENPOINT」という商標が、「二次的意義」を有していたのかが問題となる。</p> <p>この点、確かに、原告の商標は、ニューヨークのメトロポリタン付近では、認知されていたものといえるが、その他の地域における認知度は低いものであった。もっとも、ニューヨークのブルックリン地区では、その電話帳を一瞥しただけでも、「GREENPOINT」という名称で事業を行っている50社以上の会社がある。</p> <p>以上のような事実は、原告の商標が、メトロポリタン地区以外の地域では、原告を示す商標としての機能をほとんど持っていないことを意味するものと言える。とすれば、原告の商標が、「二次的意義」を有しているものと評価することはできず、原告の本件申立を認めることはできないというべきである。</p> <p>また、被告は、自社の「S &amp; H Green Stamp 事業」から利益を得るために、本件ドメイン名を使用しているものであるから、「不正の目的」がないことは明らかである。</p>

ドメイン名紛争事例集 ( 60 )

紛争ドメイン名	Northlandinsurance.com,
裁判機関	ミネソタ州連邦地方裁判所南部支部
準拠規範	反サイバースクワッティング消費者保護法
紛争番号等	115 F. Supp. 2d 1108, 2000 U.S. Dist. LEXIS 14333, 56 U.S.P.Q.2D(BNA)1662
判決日	2001年9月25日
原告	Northland Insurance Companies ( 米国 )
被告	Patrick Blaylock ( 米国 )
判決内容	ドメイン名の移転、若しくは取消しを認めることはできない。
紛争の概要	<p>原告は、米国所在の保険会社である。</p> <p>被告は、以前ヨットを所有しており、そのヨットについて、原告との間で損害保険契約を締結していたものであるが、そのヨットが損傷を受けたため、原告に23441.75ドルの補償を求めるとともに、裁判所へ提訴した。</p> <p>しかし、裁判所では、被告の損害を5000ドルの限度で認めただけで過ぎなかったことから、引き続き、被告は、原告に対して、差額の17341.75ドルの支払いを求めた。</p> <p>被告は、原告の被告への対応に不公正さを感じ、原告の事業についての批評、批判を内容とする2つのウェブサイトを開設した。そのうちの1件が、本件ドメイン名である。</p> <p>「Northland Insurance Companies」は、登録商標であることから、原告は、被告は「不正の目的」で本件ドメイン名を登録・使用している等と主張して、本件仮処分の申立に及んだ。</p>
判決の要旨	

被告は、本件ドメイン名を高額で売却を試みるといった行為を行っていない。

この点、原告は、本件ドメイン名を使用する被告の意図が、被告が被った損害を填補するため、原告から金銭を引き出すことにありと主張する。また、原告は、被告が、本件ドメイン名の買受けを要求し、原告から対価を得ることを目的として、本件ドメイン名を使用していると主張する。

しかしながら、本件において、かかる事実を認めるだけの証拠は揃っておらず、また、現に被告は、批評以外の目的でウェブサイトを使用していない。したがって、この点における原告の主張は容れることができない。

また、被告は、原告に関心を持つインターネットユーザーが容易に見つけることができるように、敢えて本件ドメイン名を選択したことを認めているものの（被告は、ウェブサイトを開設した目的について、被告が原告との間で経験した事実や、原告の事業の方法に対する批評、さらには、被告と同じような原告の犠牲者のフォーラムを提供することにあるとしている。）被告が商業的目的で本件ドメイン名を選択したことを認める証拠はなく、本件ドメイン名の売却を通して利益を求めようとした証拠もない。

被告は、原告の名称を表示すべきところ、誤って、存在しない「North Land Insurance Company」という名称の会社を表示しているが、ウェブサイト上には、原告の正しい連絡先情報が表示してあり、当初誤りの含んでいた情報については、訂正を行っている。

また、被告は、複数のドメイン名を登録しているわけでもない。

以上からすれば、被告の行為は、「不正の目的」を持って行われたものということとはできない。